大阪市における障がい者スポーツセンターの今後のあり方について（案）

令和３年１１月

市政改革室

○はじめに

大阪市では、昭和４９年に全国に先駆けて長居障がい者スポーツセンターを開設し、スポーツを通じた障がい者の健康増進、機能回復・向上、自立と社会参加の促進に向けて、先進的な取組みを続けてきた。平成９年には新たに、競技大会に対応できる施設や宿泊施設を備えた舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）を開設し、障がい者スポーツの振興にも大きな貢献を果たしており、平成１５年度には、２館合計の年間延べ利用者数が５０万人を超え、直近５年間平均では、６１万１千人（長居３５万６千人、舞洲２５万５千人）に至っている。

本市の障がい者スポーツセンターについては、平成２４年度に策定した「市政改革プラン」において、「他都市での実施状況や本市の厳しい財政状況を踏まえると、基礎自治体として単独で現行の２館体制を維持することは困難」であるとされ、長居障がい者スポーツセンターについては、その利用状況から、「大規模更新の時期までに、広域的な連携により管理運営するスキームの構築に取り組む」こととされた。その後、令和２年度の副首都・大阪にふさわしい大都市制度の検討においては、障がい者スポーツセンターの運営は基礎自治体事務に分類され、一部事務組合を設けて共同処理する事務として整理された経過がある。

本報告書は、長居障がい者スポーツセンターについて、老朽化が進んだこと等から、これまでの経過を踏まえつつ、主として現状の障がい者スポーツセンターの２館体制の今後のあり方を検討することを目的とするものである。

なお、検討に際しては、障がい者スポーツ振興施策として評価する観点から、令和元年度から２年度にかけて開催された「大阪市障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方検討会議」において検討された結果及び、区長会議福祉・健康部会による「障がい者スポーツ振興に関する意見取りまとめ（令和３年９月）」を参考としている。

○ 目　　次

第1章 障がい者スポーツを取り巻く状況……P.1

1 関連法令

(1) スポーツ基本法

(2) 障害者基本法

2 関連計画と関係機関の役割分担

3 障がい者スポーツの進展

第2章 本市障がい者の現状……P.4

1 障がい者手帳所持者数

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

(2) 障がい者手帳所持者数の推移（障がい者手帳別）

2 障がい者の日中の主な行動

第3章 本市障がい者スポーツの現状……P.6

1 障がい者のスポーツ実施率

(1) 週1回以上スポーツ・レクリエーションを行った障がい者(成人)の割合

(2) 障がい者のスポーツ実施状況

2 スポーツ・レクリエーション活動をする理由

3 スポーツ未実施者などの阻害要因

4 障がい種別ごとのスポーツ施設利用状況

第4章 本市障がい者スポーツ施設の概要……P.8

1 障がい者スポーツセンター

(1) 施設概要

(2) 延べ利用者数の推移

(3) 地域別の個人利用者（実人数）の状況

ア 長居障がい者スポーツセンター

イ 舞洲障がい者スポーツセンター

ウ 地域別利用者数の推移

2 各区スポーツ施設

(1) 各区スポーツセンター

(2) 各区プール

3 障がい者スポーツセンター及び各区スポーツ施設の特徴

第5章 コスト面を中心とした他都市比較……P.15

1 政令指定都市の主な障がい者スポーツ拠点施設と1館あたりの障がい者数

2 障がい者1人あたりの障がい者スポーツ関連予算

3 障がい者スポーツ拠点施設の利用者数

4 利用者1人あたりの運営コスト比較

5 新公会計制度によるコスト比較

第6章　利用者等へのアンケート結果の概要・・P.19
1　障がい者スポーツセンター及び各区スポーツ施設の比較
2　アンケート意見
(1)　各施設の利用理由
(2)　他方の施設を利用しない理由
(3)　それぞれの利用者から区スポーツ施設に求める声
(4)　民間スポーツ施設の利用状況
(5)　それぞれの利用者から民間スポーツ施設に求める声
＜参考＞
○　各施設に対する要望等
○　障がい者スポーツセンターの今後のあり方に関する意見

第7章　現状分析・・P.27
1　関連法令について
2　障がい者スポーツの普及促進について
3　利用者ニーズからみた各施設の役割等について
(1)　障がい者スポーツセンターの役割・ニーズに関して
(2)　各区スポーツ施設の役割・ニーズに関して
(3)　民間スポーツ施設の役割・ニーズに関して
4　コスト面について
5　長居障がい者スポーツセンターの老朽化について
(1)　長居障がい者スポーツセンター耐力度調査（R2年度）の調査結果の概要
ア　全棟
イ　体育室棟
ウ　プール棟

第8章　障がい者スポーツ拠点施設の将来の方向性・・・P.31
1　今後のあり方のケース設定
(1)「拠点2施設(長居・舞洲障がい者スポーツセンター)を廃止し、民間施設で代替」する　ケース
(2)「舞洲障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、長居障がい者スポーツセンターを廃止」するケース
(3)「長居障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、舞洲障がい者スポーツセンターを廃止」するケース
ア　老朽化対策（整備手法）にかかるコスト比較の概要
(ｱ) 長寿命化（将来時に建替え）の場合
(ｲ)　早期建替えの場合
2　まとめ

第9章　長居障がい者スポーツセンターの建替えに向けた今後の検討の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・P.36
1　建替え用地の検討
(1)　現地以外での建替えの可能性
(2)　長居公園内での建替えの可能性
2　建替え時の施設計画における機能確保の検討
3　他施設との複合化等の検討
4　整備・運営手法の検討
5　適切な利用者負担のあり方の検討

第１章　障がい者スポーツを取り巻く状況

本章では、障がい者スポーツを取り巻く状況として、関連法令や関連計画等を示す。

１　関連法令

障がい者スポーツ施設に関する直接的な規定を定めた法令は、現時点では存在しないが、「スポーツ基本法」及び、「障害者基本法」において、障がい者に配慮したスポーツ施設の整備に関する行政の責務が示されている。

（１）スポーツ基本法

第２条（基本理念）

スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

第１２条（スポーツ施設の整備等）

国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（２）障害者基本法

第２４条（経済的負担の軽減）

国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

第２５条（文化的諸条件の整備等）

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

２　関連計画と関係機関の役割分担

国・大阪府・大阪市において、スポーツ振興施策と障がい者福祉施策のそれぞれの観点から、障がい者スポーツの参加促進や環境整備等について計画が定められている。

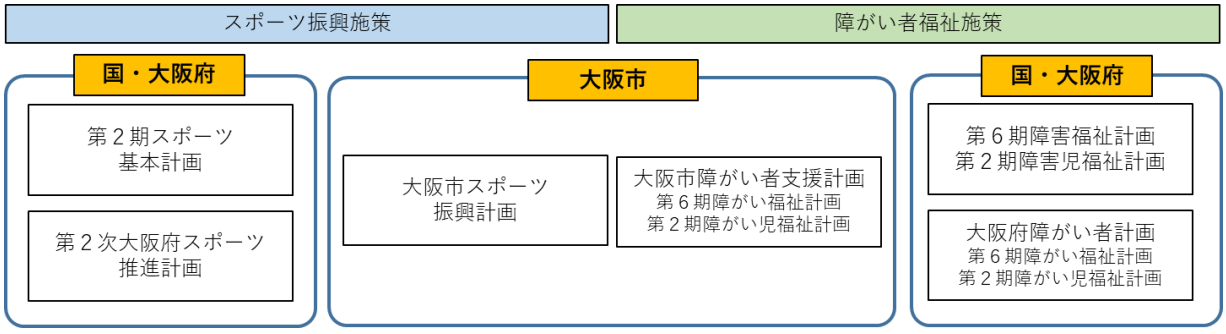

国は、障がい者スポーツ実施環境整備や地方自治体等への財政的支援のほか、パラリンピック競技や国際大会の開催支援などを行っている。

大阪府・大阪市はともに、スポーツ基本法や障害者基本法の趣旨に基づき、障がい者が円滑にスポーツを行うことができるよう施設の整備や必要な施策を講ずることが共通の責務であり、互いに連携しながら取組を実施している。

	障がい者スポーツ施設	主な事業
国	**な し**	**○ 障害者スポーツ推進プロジェクト** ・ 障害者スポーツの実施環境の整備 ・ 障害者スポーツ団体の体制整備への支援事業 ・ 障害者スポーツ用具活用促進事業 ・ 障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究 **○ 競技力向上事業** **○ ハイパフォーマンス・サポート事業** ・ オリ・パラ競技大会等にかかる支援 **○ 全国障害者スポーツ大会開催補助** ・ 同大会の運営に要する経費の補助
大阪府	**障がい者交流促進センター** （堺市） **稲スポーツセンター** （箕面市）	**○ 障がい者スポーツ施設の運営【指定管理】** **・ 施設管理運営〈単独事業〉** 施設の使用許可、指導員による相談 競技スポーツ事業 選手育成事業 スポーツ振興・普及事業 指導員養成　など **・ 府障がい者スポーツ大会の開催〈単独事業〉** **・ 全国障害者スポーツ大会への派遣〈国補助事業〉**
大阪市	**長居障がい者スポーツセンター** （東住吉区） **舞洲障がい者スポーツセンター** （此花区）	**○ 障がい者スポーツ施設の運営【指定管理】** **・ 施設管理運営〈単独事業〉** 施設の使用許可、指導員による相談・指導 スポーツ教室事業 スポーツ・レクリエーション交流事業 地域・障がい者スポーツ振興事業 指導員養成　など **○ 障がい者スポーツ振興事業【委託〈国・府補助事業〉】** **・ 市障がい者スポーツ大会の開催** **・ 全国障害者スポーツ大会への派遣** **・ 市スキー教室、地域親善交流会の開催等**

３　障がい者スポーツの進展

1960 年ローマにおいてパラリンピックが初めて開催され、今年度コロナ禍により１年の延期があったものの、第１６回大会が東京で開催され、162 の国・地域から、4,403 人が参加し、２２の競技が行われた。

このように、障がい者スポーツの認知度は確実に上昇しており、関係機関が連携して競技スポーツの実施環境整備を進めるとともに、障がい者スポーツの裾野拡大が進められている。

パラリンピック	夏季大会		冬季大会	
	初回開催	直近開催	初回開催	直近開催
開催年	1960 年	2021 年	1976 年	2018 年
参加国数	23 か国	162 の国・地域	16 か国	49 か国
参加人数	400 人	4,403 人	53 人	567 人
競技数	8 競技	22 競技	2 競技	6 競技

※「日本パラリンピック委員会ホームページ」等をもとに作成

第２章　本市障がい者の現状

本章では、施設の利用者である障がい者の現状を示す。

１　障がい者手帳所持者数

本市総人口に占める障がい者手帳の所持者数の割合及び所持者数は、平成２７年度に比べ令和元年度には、それぞれ約０．４％、１万５千人増加している。

（１）障がい者手帳所持者数の推移

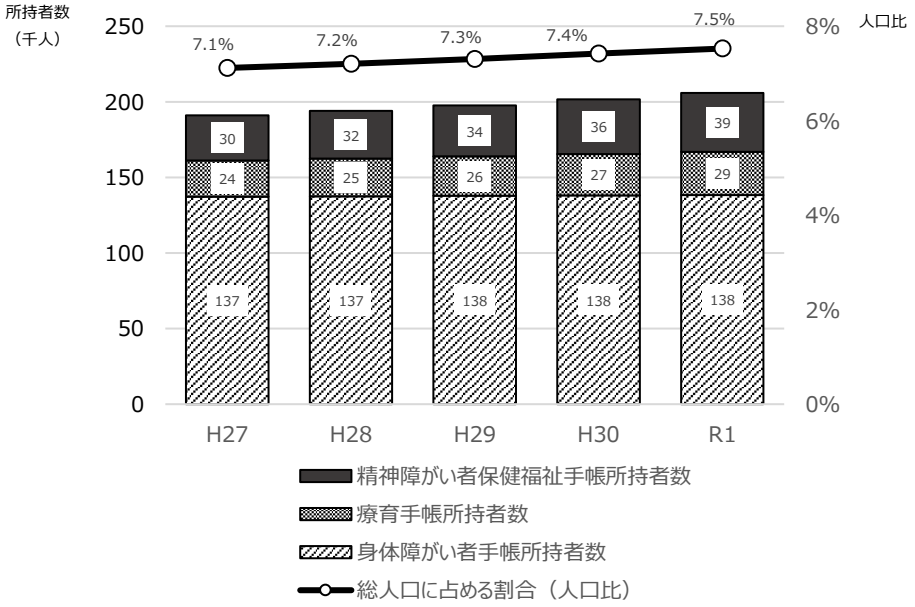

※厚生労働省の「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」のデータ等をもとに作成

（２）障がい者手帳所持者数の推移（障がい者手帳別）

①身体障がい者手帳

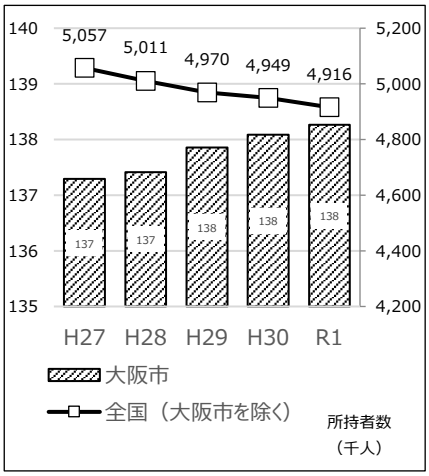

②療育手帳（知的障がい者）

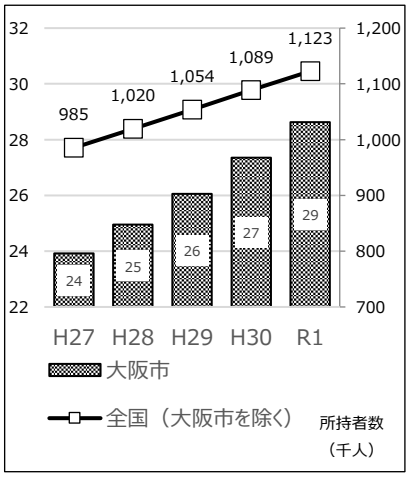

③精神障がい者保健福祉手帳

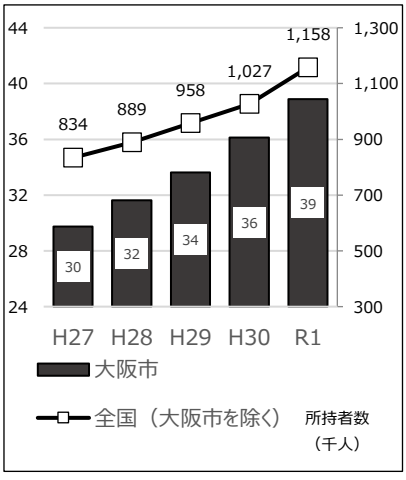

※厚生労働省の「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」のデータ等をもとに作成

２　障がい者の日中の主な行動（複数回答）

成人障がい者の３６．８％は、日中ほとんど外出せずに家にいることが多い。

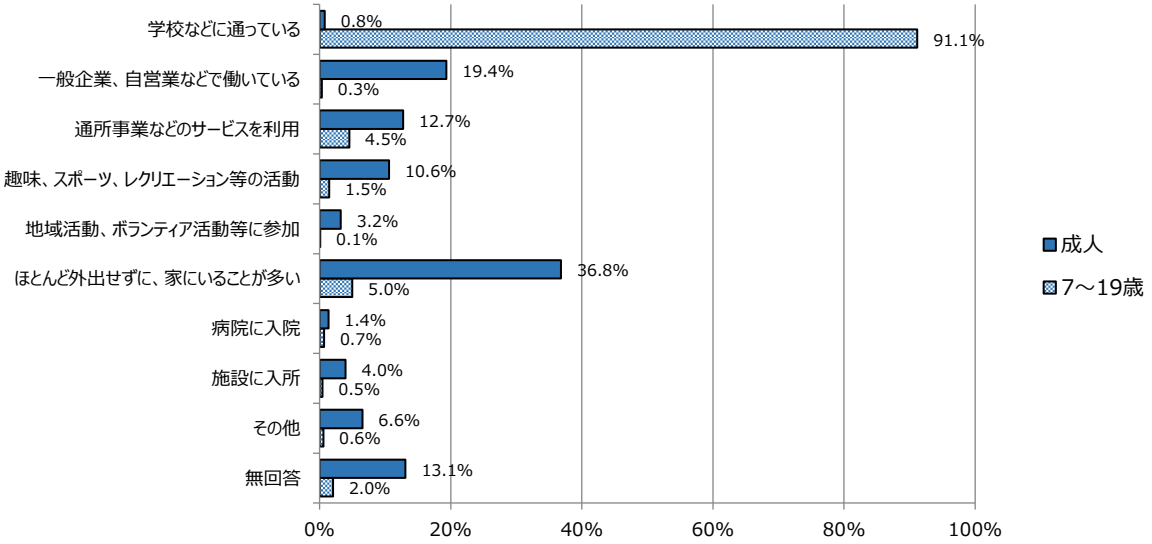

※令和元年度「大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

第３章　本市障がい者スポーツの現状

本章では、本市における障がい者スポーツの現状を示す。

１　障がい者のスポーツ実施率

令和元年度における、本市の成人障がい者の週１回以上のスポーツ実施率は３１．０％となっており、全国平均の２５．３％を上回るものの、国の第２期スポーツ基本計画の目標である４０％には届いていない。

また、本市における全くスポーツを行っていない成人障がい者は４５．７％となっている。

（１）週１回以上スポーツ・レクリエーションを行った障がい者（成人）の割合（実施率）

	実績（令和元年度）	目標 （第2期スポーツ基本計画　スポーツ庁）
大阪市	31.0%	令和3年度までに40%
全国平均	25.3%	

（２）障がい者のスポーツ実施状況

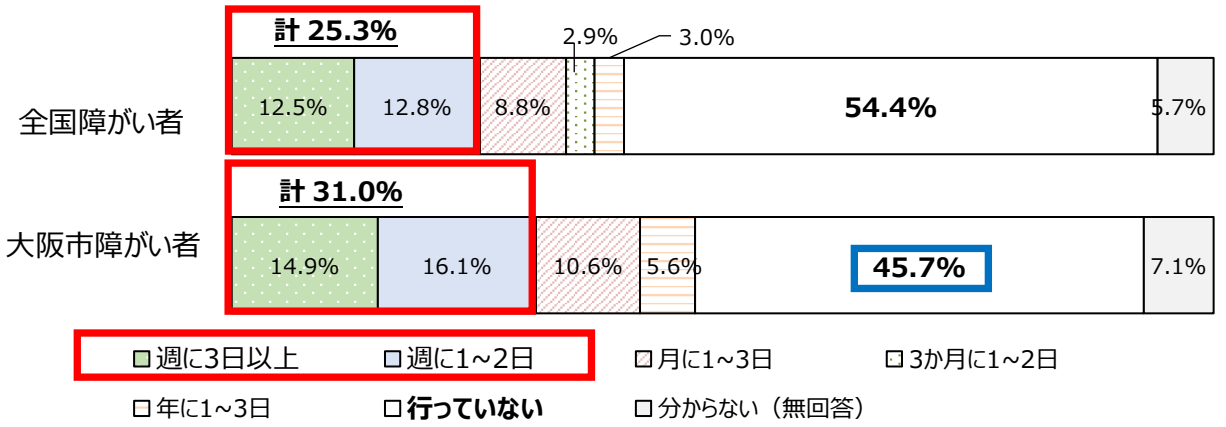

※全国：令和元年度「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究（スポーツ庁）」をもとに作成

※大阪市：令和元年度「大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

２　スポーツ・レクリエーション活動をする理由（複数回答）

障がい者がスポーツ・レクリエーション活動をする理由は、健康・体力づくり、気分転換・ストレス解消、スポーツが好き、友達づくり、リハビリ等とする割合が高い。

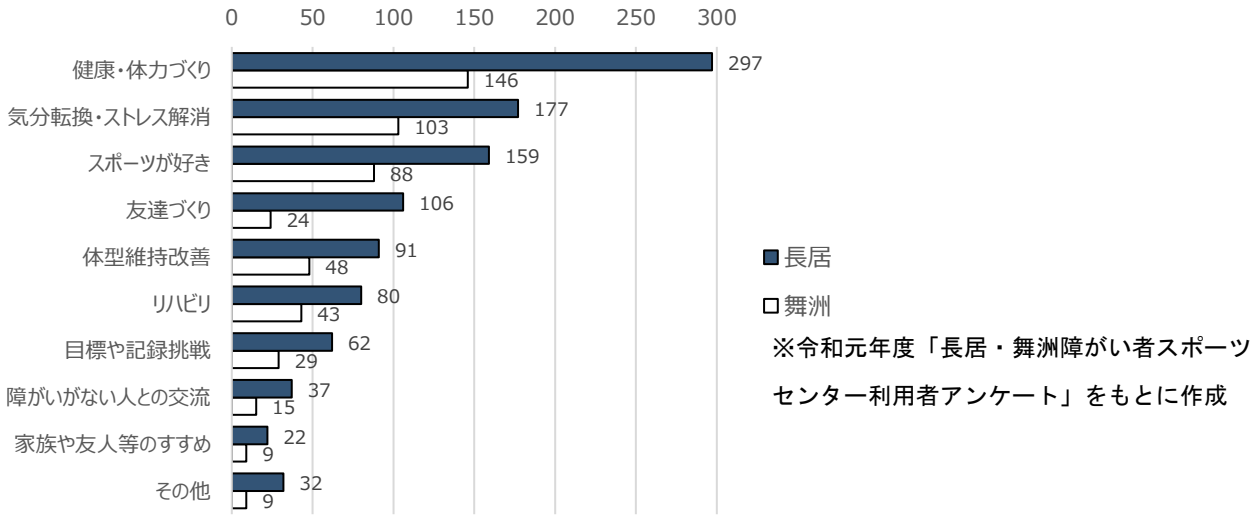

※令和元年度「長居・舞洲障がい者スポーツセンター利用者アンケート」をもとに作成

３　スポーツ未実施者などの阻害要因
（この１年間全くスポーツをしなかった理由：複数回答）

障がい者がスポーツを実施しない理由は、運動やスポーツが好きでない、体力等に自信がない、病状等がよくない等とする割合が高く、機会がないとする割合も比較的高い。

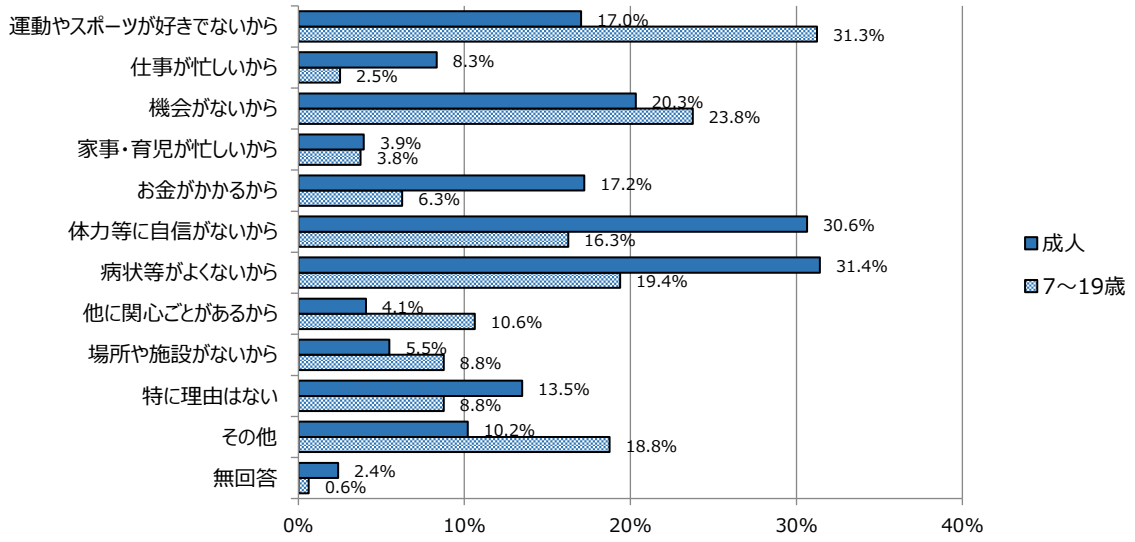

※令和元年度「大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

４　障がい種別ごとのスポーツ施設利用状況
（障がい者拠点施設と一般スポーツ施設との比較）

重度の身体障がい者や知的障がい者は、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの利用割合が高い。

一方、比較的軽度の身体障がい者や精神障がい者は、各区スポーツ施設の利用割合が高く、そのうち、軽度の身体障がい者は民間スポーツ施設の利用割合も比較的高い。

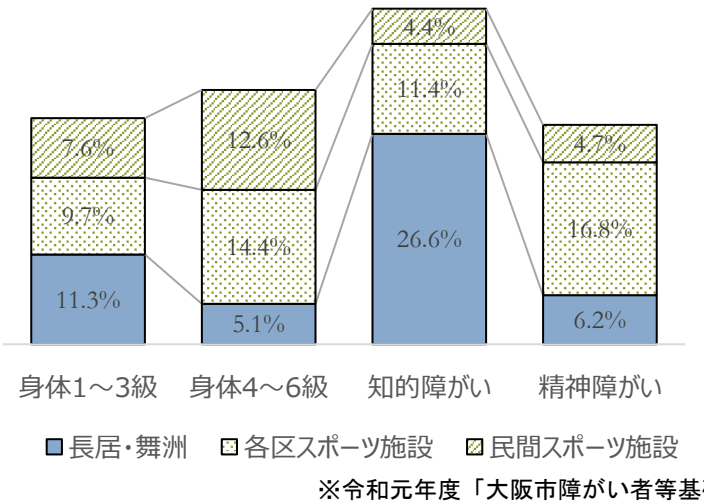

※令和元年度「大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

第４章　本市障がい者スポーツ施設の概要

本章では、本市における障がい者スポーツ施設の概要と利用状況等を示す。

１　障がい者スポーツセンター

（１）施設概要

本市では、障がい者スポーツ拠点施設として、長居及び舞洲に２館の障がい者スポーツセンターを整備・運営している。（両施設とも指定管理者制度を導入）

長居障がい者スポーツセンターは全国で初めて整備され、利用者数も全国１位となっている一方、築４７年が経過し老朽化が進んでいる状況となっている。

舞洲障がい者スポーツセンターは、長居の利用者が２０万人を超えたことを契機に、競技大会や合宿等にも対応できる施設として整備されている。

	長居障がい者スポーツセンター	舞洲障がい者スポーツセンター
所在地	東住吉区長居公園１番 32 号 （Osaka Metro・JR 長居駅すぐ）	此花区北港白津二丁目１番 46 号 （JR 桜島駅よりシャトルバスで約 10 分）
開館	昭和 49 年５月(築 47 年)	平成９年 10 月(築 24 年)
敷地面積 延床面積	13,273 ㎡ 8,503 ㎡	18,120 ㎡ 14,374 ㎡　（うちスポーツ施設 10,371 ㎡）
主な施設	体育室、トレーニング室、プール、卓球室、 ボウリング室、屋外運動場、会議室・多目的室	アリーナ、トレーニング室、プール、卓球室、ボウリング室、 サブアリーナ、会議室・多目的室、宿泊室、研修室
R 元年度延べ利用者数 (H30 年度)	31 万１千人（34 万５千人）	22 万５千人（25 万７千人）
開館からの累計	1,121 万６千人	509 万４千人
設立経過	昭和 39 年の東京パラリンピックの開催を契機として、障がいのある人の、健康の増進、機能の回復・向上を図るほか、精神的にも自信と勇気を養い、社会参加を増やし豊かな日常生活を送ることに寄与できるよう、障がい者スポーツセンターを長居に設置	長居障がい者スポーツセンターの利用者が 20 万人を超え、重度の障がいのある人も宿泊でき、競技大会等にも対応できる新たな障がい者スポーツセンターを市内北部地域に設置
位置図	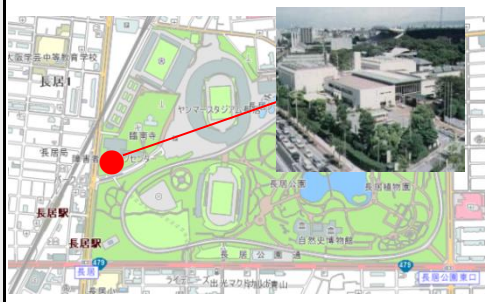	
根拠条例	大阪市障害者スポーツセンター条例・同施行規則	
主な事業	障がい者スポーツの指導、スポーツ教室、各種レクリエーション事業等の開催　など	
指定管理者	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会（指定期間：令和３年４月～令和８年３月）	

（２）延べ利用者数の推移

令和元年度では、長居障がい者スポーツセンターで約３１万人、舞洲障がい者スポーツセンターで約２３万人の年間の延べ利用者数がある。（長居障がい者スポーツセンターでは平成８年度に大規模改修、舞洲障がい者スポーツセンターでは平成２３年度に東日本大震災の影響により、一時期利用者数が落ち込んでいる。）

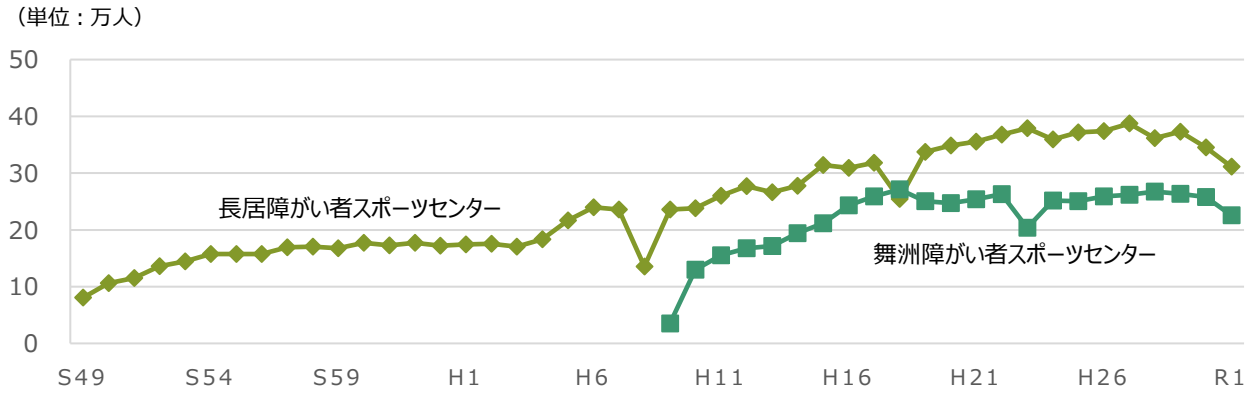

※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

（３）地域別の個人利用者（実人数）の状況

ア　長居障がい者スポーツセンター

長居障がい者スポーツセンターの市内利用者は、全体の７１．２％を占めており、市域南部の利用者が比較的多い。

市外利用者では、堺市の 9,013 人（全体の１１．２％）をはじめ、大阪府内の利用者が多くを占めている。

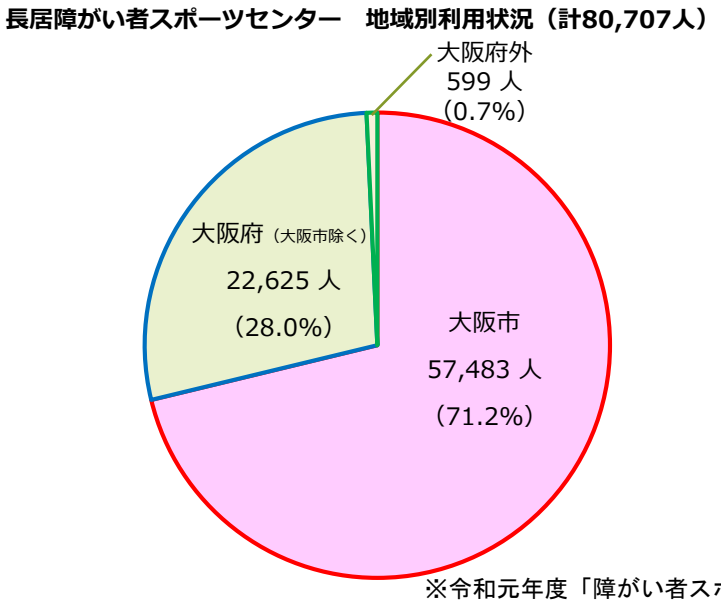

※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

	区　別	利用者数（人）
大阪市	北区	1,375
	都島区	837
	福島区	426
	此花区	173
	中央区	702
	西区	341
	港区	468
	大正区	638
	天王寺区	745
	浪速区	1,189
	西淀川区	274
	淀川区	508
	東淀川区	476
	東成区	1,138
	生野区	2,153
	旭区	461
	城東区	1,365
	鶴見区	705
	阿倍野区	5,208
	住之江区	3,150
	住吉区	13,912
	東住吉区	9,604
	平野区	8,709
	西成区	2,926
	市内小計	57,483

	市　別	利用者数（人）
大阪府	堺市	9,013
	松原市	3,257
	八尾市	1,592
	東大阪市	1,392
	羽曳野市	1,220
	和泉市	916
	岸和田市	475
	豊中市	470
	吹田市	457
	富田林市	418
	河内長野市	370
	藤井寺市	357
	門真市	302
	他市町村	2,386
	小計	22,625

兵庫県	239
奈良県	157
京都府	126
和歌山県	37
滋賀県	2
その他	38
小計	599

総計	80,707

※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

イ　舞洲障がい者スポーツセンター

舞洲障がい者スポーツセンターの市内利用者は、全体の５３．３％を占めており、市域西部の利用者が比較的多い。

市外利用者では、大阪府内が全体の３４．４％を占めている一方、大阪府外では全体の１２．２％を占める 5,599 人となっており、長居障がい者スポーツセンターにおける大阪府外の利用者数である 599 人の１０倍近くになっている。

舞洲障がい者スポーツセンター　地域別利用状況（計45,748人）

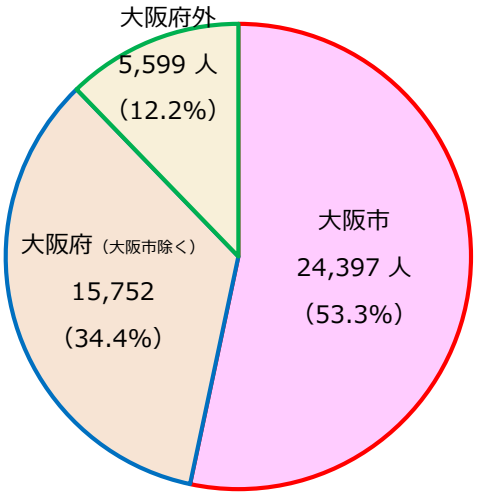

※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

	区　別	利用者数（人）
大阪市	北区	982
	都島区	1,158
	福島区	1,803
	此花区	3,660
	中央区	498
	西区	730
	港区	1,383
	大正区	753
	天王寺区	364
	浪速区	433
	西淀川区	1,680
	淀川区	1,088
	東淀川区	960
	東成区	440
	生野区	743
	旭区	284
	城東区	1,545
	鶴見区	266
	阿倍野区	468
	住之江区	1,665
	住吉区	871
	東住吉区	961
	平野区	1,036
	西成区	626
	市内小計	24,397

	市　別	利用者数（人）
大阪府	堺市	2,123
	東大阪市	2,667
	吹田市	1,999
	八尾市	963
	豊中市	904
	松原市	796
	寝屋川市	779
	枚方市	625
	羽曳野市	397
	守口市	376
	高槻市	372
	和泉市	329
	岸和田市	324
	他市町村	3,098
	小計	15,752

兵庫県	5,002
奈良県	319
京都府	39
和歌山県	46
滋賀県	32
その他	161
小計	5,599

総計	45,748

※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

ウ　地域別利用者数の推移
（長居障がい者スポーツセンター・舞洲障がい者スポーツセンター）

平成以降の長居障がい者スポーツセンター、舞洲障がい者スポーツセンターにおける市内利用者・市外利用者・府外利用者は、ほぼ同じ割合で推移している。

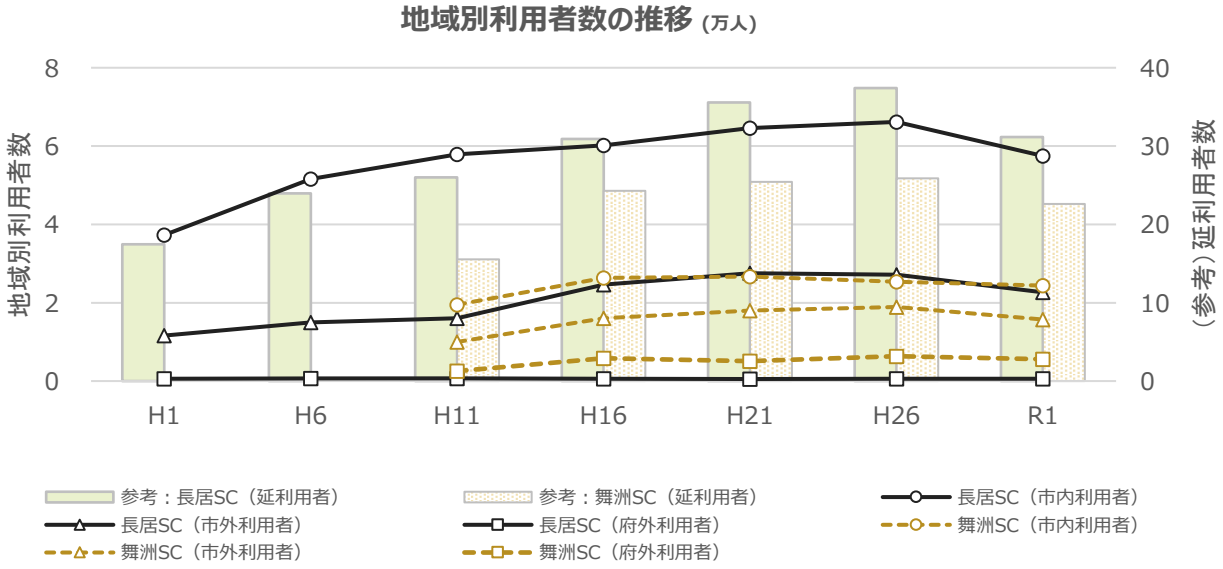

※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」をもとに作成

２　各区スポーツ施設

地域に身近な各区のスポーツ施設として、24 区ごとにスポーツセンターと屋内プール等が整備・運営されている。

（１）各区スポーツセンター

No.	施設名称	所在地	延床面積（㎡）	建築年	年間利用件数（平成30年度）
1	北スポーツセンター	北区中津3-4-27	2,094.44	1989	3,733
2	都島スポーツセンター	都島区中野町5-15-21	2,518.48	1995	3,473
3	福島スポーツセンター	福島区吉野3-17-23	1,272.65	1987	1,205
4	此花スポーツセンター	此花区西九条6-1-27	2,057.04	1988	3,483
5	中央スポーツセンター	中央区島之内2-12-31	2,181.48	1989	2,395
6	西スポーツセンター	西区立売堀4-10-18	3,170.75	1991	3,541
7	港スポーツセンター	港区田中3-1-128	3,794.33	1995	4,525
8	大正スポーツセンター	大正区小林東3-3-25	5,147.79	1999	2,683
9	天王寺スポーツセンター	天王寺区真田山町5-109	4,644.00	1998	4,807
10	浪速スポーツセンター	浪速区難波中3-8-8	7,661.58	2005	5,999
11	西淀川スポーツセンター	西淀川区野里2-10-35	1,160.55	1981	1,206
12	東淀川スポーツセンター	東淀川区東淡路1-4-21	3,619.71	1993	4,479
13	東成スポーツセンター	東成区東中本2-11-30	5,693.90	1998	4,840
14	生野スポーツセンター	生野区巽西1-1-3	2,062.30	1982	2,643
15	旭スポーツセンター	旭区高殿5-3-25	3,559.40	1994	3,451
16	城東スポーツセンター	城東区鴫野西2-1-21	4,044.21	1998	4,757
17	鶴見スポーツセンター	鶴見区緑地公園2-163	3,818.00	1990	3,471
18	阿倍野スポーツセンター	阿倍野区阿倍野筋3-10-1-100	4,809.12	1987	7,213
19	住之江スポーツセンター	住之江区北加賀屋5-3-47	1,755.80	1989	1,615
20	住吉スポーツセンター	住吉区浅香1-8-15	11,363.46	2000	4,725
21	東住吉スポーツセンター	東住吉区公園南矢田4-30-3	3,587.00	1995	4,719
22	平野スポーツセンター	平野区平野南4-6-1	3,978.94	1983	3,488
23	西成スポーツセンター	西成区玉出東1-6-1	4,557.07	1998	4,590
24	淀川スポーツセンター	淀川区西宮原2-1-17･18	2,832.83	1994※	3,460

※開設年

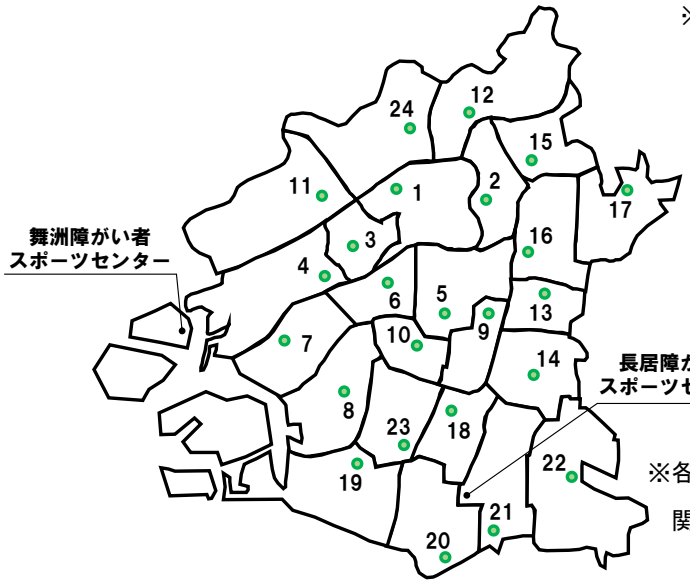

※各施設の平成30年度「管理業務に関する事業報告書」等をもとに作成

（２）各区プール

No.		施設名称	所在地	延床面積（㎡）	建築年	年間利用者数（平成30年度）
1	屋内	扇町プール	北区扇町1-1	4,356.24	2000	204,438
2		都島屋内プール	都島区都島本通4-12-7	3,038.95	2005	139,454
3		下福島プール	福島区福島4-1-82	3,488.00	2000	175,704
4		此花屋内プール	此花区西九条5-4-21	2,577.78	2000	93,550
5		中央屋内プール	中央区島之内2-7-8	3,083.62	2001	120,789
6		西屋内プール	西区本田1-4-16	3,061.83	2004	157,798
7		大阪プール	港区田中3-1-20	25,137.93	1996	182,995
8		大正屋内プール	大正区小林東3-3-25	2,481.51	1999	108,733
9		真田山プール	天王寺区真田山町5-109	9,079.09	1998	197,819
10		浪速屋内プール	浪速区難波中3-8-8	3,453.00	2005	241,733
11		西淀川屋内プール	西淀川区大和田2-5-7	2,737.10	1994	98,767
12		淀川屋内プール	淀川区十三東2-3-1	3,009.58	2008	176,226
13		東淀川屋内プール	東淀川区東淡路1-4-53	6,217.30	1995	232,062
14		東成屋内プール	東成区東中本2-12	2,598.14	1998	139,620
15		生野屋内プール	生野区桃谷3-8-18	2,998.85	2000	127,408
16		旭屋内プール	旭区高殿6-14-6	4,694.98	2002	165,765
17		城東屋内プール	城東区関目2-17-45	3,297.04	1998	167,495
18		鶴見緑地プール	鶴見区緑地公園1-37	4,449.32	1997	141,851
19		阿倍野屋内プール	阿倍野区阿倍野筋3-13-23	2,900.40	2004	161,647
20		住之江屋内プール	住之江区北加賀屋5-3-47	1,549.00	1989	70,158
21		住吉屋内プール	住吉区浅香1-8-15	2,824.14	2000	154,415
22		長居プール	東住吉区長居公園1	3,814.00	2000	311,346
23		平野屋内プール	平野区平野南4-6-1	3,306.73	2000	140,538
24		西成屋内プール	西成区玉出東1-6-1	2,218.02	1998	114,720
25	屋外	旭プール	旭区高殿5-3-25	764.25	1994	10,411

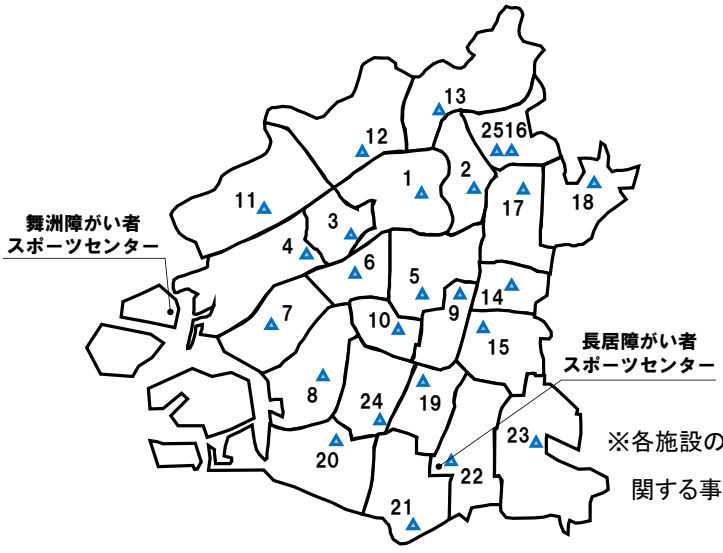

※各施設の平成30年度「管理業務に関する事業報告書」等をもとに作成

３　障がい者スポーツセンター及び各区スポーツ施設の特徴

障がい者スポーツセンターでは、スポーツをする場の提供によるスポーツの普及振興、健康増進に加え、障がい者の自立と社会参加の促進等を目的とするとともに、障がい者スポーツを支える人材の育成や障がいへの理解促進などの取組みも実施している。

一方、各区スポーツ施設では、主としてスポーツをする場の提供により、スポーツの普及促進及び、市民の健康増進を図っている。

	障がい者スポーツセンター	各区スポーツ施設
根拠条例	障害者スポーツセンター条例	体育館条例、プール条例
設置目的	障がい者に対して、スポーツ活動の機会の提供や講習会等の開催を通じて、障がい者の自立と社会参加の促進、障がい者の福祉の増進	スポーツをする場の提供によるスポーツの普及振興、市民の健康増進
事業内容	・ 施設の貸出・開放（する場所の提供） ・ 障がい者スポーツ教室、レクリエーション事業の開催 ・ 障がい者へのスポーツの指導 ・ 障がい者スポーツ振興を担う指導員やボランティア等の養成 ・ 障がい者のスポーツの普及啓発を通じた障がいへの理解促進　など	・ 施設の貸出・開放（する場所の提供） ・ 自主事業としてのスポーツ教室の開催　など

第５章　コスト面を中心とした他都市比較

本章では、コスト面を中心に、他都市の障がい者スポーツ拠点施設と比較・整理したものを示す。

１　政令指定都市の主な障がい者スポーツ拠点施設と１館あたりの障がい者数

本市では、２館の障がい者スポーツ拠点施設を整備しているものの、障がい者１０万３千人あたりに１館を設置していることとなり、１館あたりの障がい者数は比較した都市の中で２番目に多い状況となっている。

大阪市	大阪市長居障がい者スポーツセンター
	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター
横浜市	横浜市障害者スポーツ文化センター
	横浜市障害者スポーツ文化センターラポール上大岡
名古屋市	名古屋市障害者スポーツセンター
	名古屋市福祉スポーツセンター
京都市	京都市障害者スポーツセンター
	京都市障害者教養文化・体育会館
堺市	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター
神戸市	神戸市立市民福祉スポーツセンター
広島市	広島市心身障害者福祉センター
北九州市	北九州市障害者スポーツセンター
福岡市	福岡市立障がい者スポーツセンター

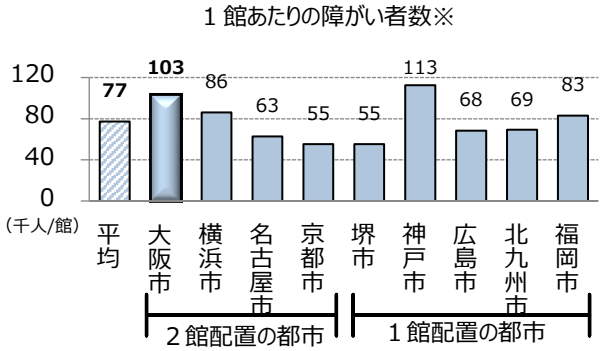

※１館あたりの障がい者数

＝各都市障がい者手帳所持者数／施設数

※厚生労働省の「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」のデータ等をもとに作成

２　障がい者１人あたりの障がい者スポーツ関連予算

本市の障がい者１人あたりの障がい者スポーツ関連予算※は約３千４百円／人となっており、９政令指定都市平均の約３千３百円／人とほぼ同程度となっている。

※障がい者スポーツ関連予算には、指定管理代行料、障がい者スポーツ振興事業等を含む

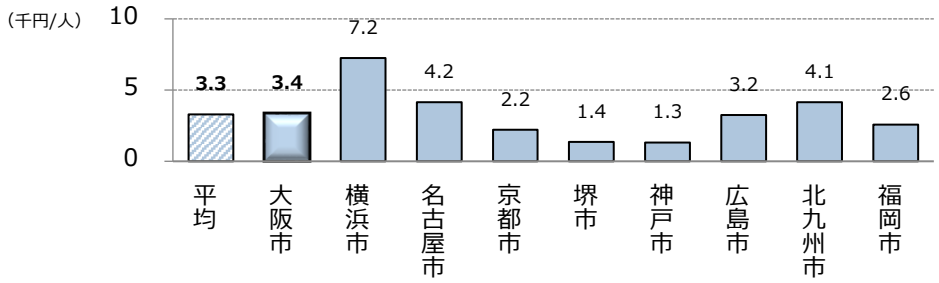

＜参考　一般会計予算に対する障がい者スポーツ関係予算の割合比較＞

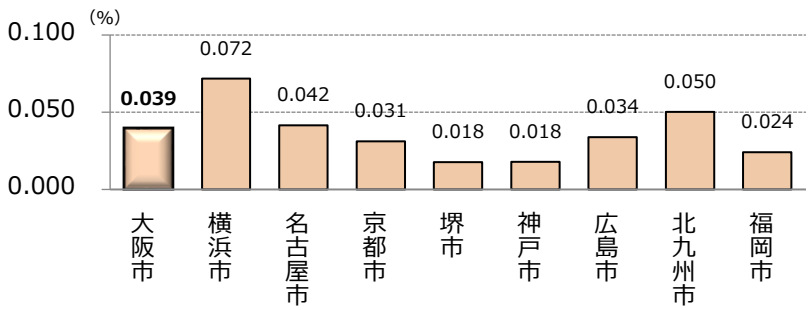

※　令和２年度当初予算（「各市ホームページ」をもとに作成）

３　障がい者スポーツ拠点施設の利用者数

スポーツ施設のみの利用者数（文化施設等にかかる利用者数を除く）を他都市と比較すると、長居障がい者スポーツセンターが１位、舞洲障がい者スポーツセンターが２位となっている。

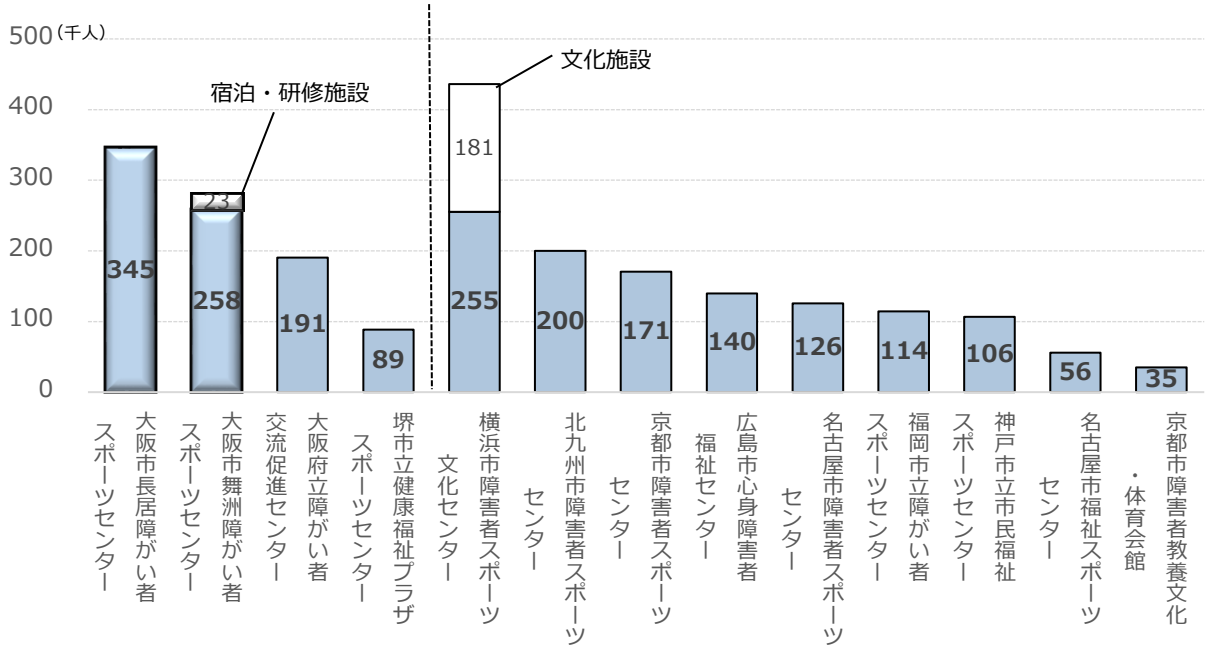

※　平成 30 年度の各施設の延べ利用者数の比較
※　横浜市障害者スポーツ文化センター上大岡は令和２年１月開設のため、比較対象外
※　「令和３年度他都市調査」をもとに作成

４　利用者１人あたりの運営コスト比較

本市の障がい者スポーツ拠点施設は、前述のとおり、利用者数が多いこともあり、利用者１人あたりの運営コスト（指定管理代行料／延べ利用者数）は、全国的に見ても平均より低くなっている。

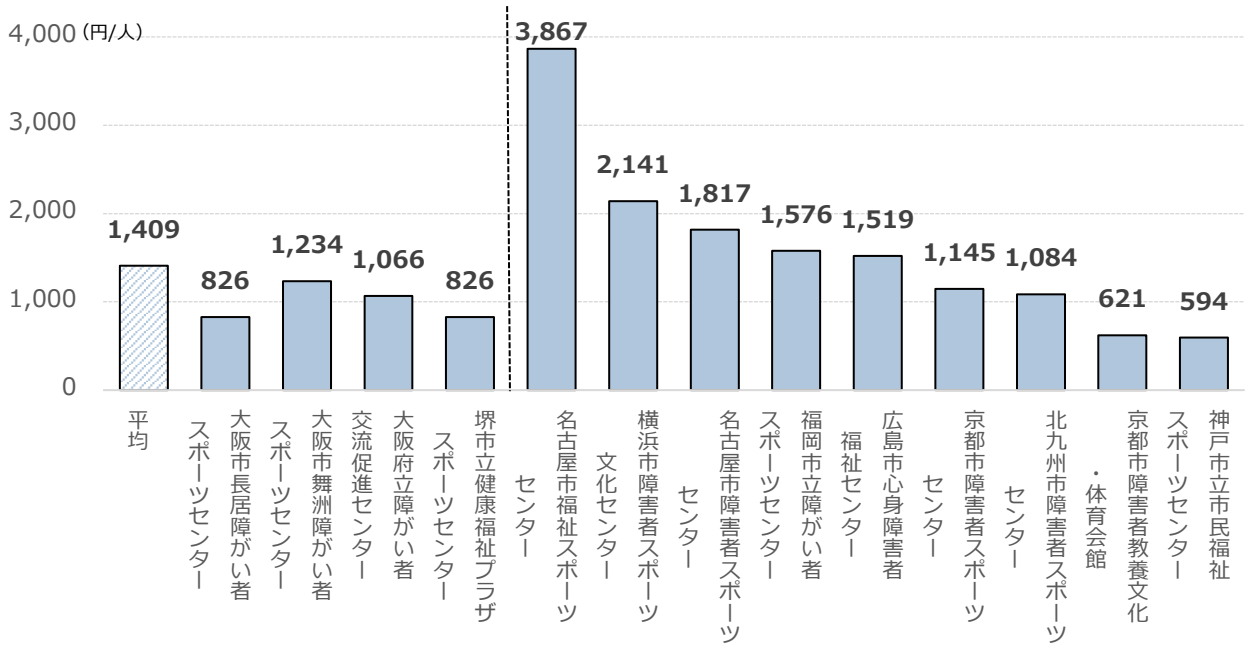

※　平成 30 年度の各施設の延べ利用者数の比較

※　横浜市障害者スポーツ文化センター上大岡は令和２年１月開設のため、比較対象外

※　「令和３年度他都市調査」をもとに作成

５　新公会計制度によるコスト比較

減価償却費など現金を伴わない費用についても計上する、新公会計制度に基づく行政コスト計算書（令和元年度）をもとに、本市所管２施設と大阪府所管２施設の障がい者スポーツ拠点施設を比較すると、自治体単位での利用者１人あたりの運営コストは、本市では 1,553 円／人となっており、大阪府の 1,650 円／人と比べると同等以下に抑えられている。

令和元年度　行政コスト比較			大阪市		大阪府	
			長　居 障がい者スポーツセンター	舞　洲 障がい者スポーツセンター	ファイン 大阪	稲 障がい者スポーツセンター
経常費用①　（千円）			309,450	525,461	271,818	72,113
	人件費（給与関係費）等		3,492	3,492	24,616	9,517
		給与関係費	3,412	3,412	18,051	8,449
		その他	80	80	6,565	1,068
	物件費等		287,987	350,813	212,322	45,872
		物件費（管理運営委託料等）	287,792	350,813	212,322	45,872
		維持補修費	195	0	0	0
	減価償却費		17,971	166,551	34,694	15,958
	支払利息及び手数料		0	4,604	188	767
利用者数②　（人）			311,583	225,974	176,640	31,786
利用者１人あたり費用①／② （施設単位：円/人）			993	2,325	1,538	2,268
〃 （自治体単位：円/人）			1,553		1,650	

※ 障がい者スポーツセンターについては、大阪市では事業単位、大阪府では施設単位で事業別財務諸表を作成し公表している。上表の大阪市施設別財務諸表は今回調べ。
他の政令指定都市については、令和３年時点で未公表。

第６章　利用者等へのアンケート結果の概要

本章では、区長会議福祉・健康部会の検討を踏まえて実施された「障がい者スポーツ振興にかかる地域の実態調査」における各種アンケート結果のうち、障がい者スポーツセンター及び各区スポーツ施設、並びに民間スポーツ施設に関連する回答の抽出等を行っている。

１　障がい者スポーツセンター及び各区スポーツ施設の比較

	障がい者スポーツセンター	各区スポーツ施設
設置目的	障がい者に対して、スポーツ活動の機会の提供や講習会等の開催を通じて、障がい者の自立と社会参加の促進、障がい者の福祉の増進	スポーツをする場の提供によるスポーツの普及振興、市民の健康増進
事業内容	・施設の貸出・開放（場の提供） ・障がい者へのスポーツの指導 ・障がい者スポーツ振興を担う指導員やボランティア等の養成 ・障がい者のスポーツの普及啓発を通じた障がいへの理解促進 ・障がい者スポーツ教室開催 長居障がい者スポーツセンター　191回/年 舞洲障がい者スポーツセンター　279回/年 計　470回/年 など	・施設の貸出・開放（場の提供） ・自主事業としてのスポーツ教室の開催 浪速屋内プール 西淀川屋内プール 東淀川屋内プール 住之江屋内プール 都島屋内プール 此花屋内プール 阿倍野屋内プール 計　約160回/年 など
バリアフリー状況	・完全なバリアフリー構造（周辺環境含む） ・舞洲障がい者スポーツセンターは宿泊施設も全室車いす対応 ・障がい者専用施設として、重度の障がい者にも配慮	・平成18年のバリアフリー新法の施行前に整備（淀川屋内プール［H22開館］を除く） ・一部でバリアフリー化が完全でない施設が存在 【具体例】 ・出入口や通路の動線の幅が十分でない ・段差がある ・エレベータ未設置 ・更衣室が狭い ・共同更衣室が未設置又は不足 ・プールの入水スロープが未設置　など
障がい者スポーツ指導員の配置	長居障がい者スポーツセンター　18人 （うち上・中級指導員11人） 舞洲障がい者スポーツセンター　15人 （うち上・中級指導員11人）	各区スポーツ施設（48施設）　83人 （うち上・中級指導員8人） 配置していない施設　　8％

※令和元年度「障がい者スポーツセンター年報」等をもとに作成

２　アンケート意見

（１）各施設の利用理由［複数回答］

（大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査【問１７の回答】及び各区スポーツ施設利用者アンケート調査【問１８の回答】より）

長居及び舞洲障がい者スポーツセンターを利用する理由としては、「障がい者専用の施設だから」との回答が最も多い。

一方、区スポーツ施設を利用する理由としては、「住んでいる（働いている、通っている）ところに近いから」、「通いやすい場所にあるから」といったアクセス面による理由が多くあげられている。

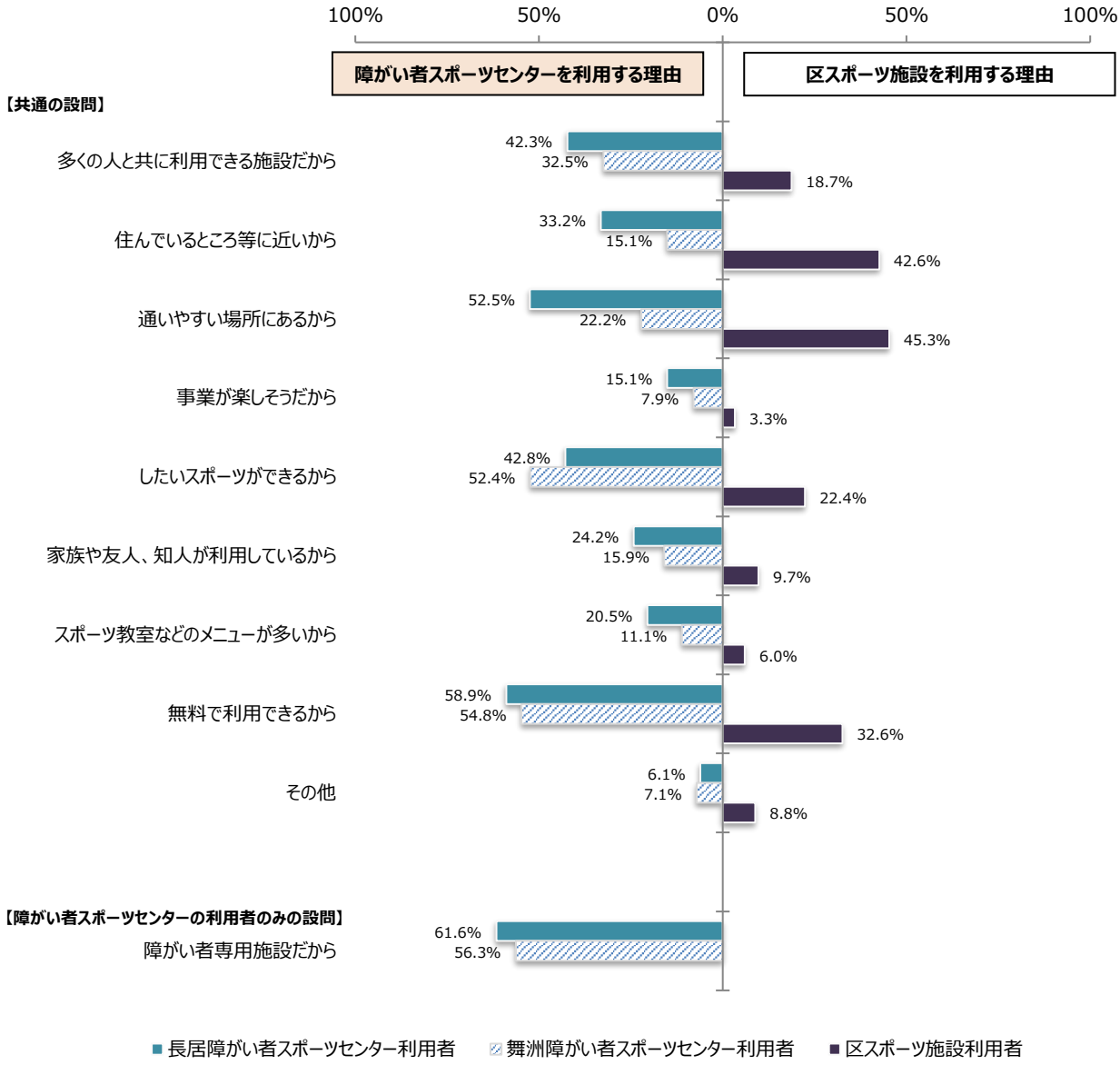

※令和３年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

（２）他方の施設を利用しない理由[複数回答]

（大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査【問２３の回答】及び各区スポーツ施設利用者アンケート調査【問２２の回答】より）（※【他方の施設の利用状況】で「ほとんど利用しない」、「全く利用したことがない」又は「以前は利用していた」と回答した人のみ）

長居及び舞洲障がい者スポーツセンターの利用者が区スポーツ施設を利用しない理由としては、「バリアフリーになっていない」等のハード面や、「利用したいスポーツ教室等がない」、「専門の指導員の配置が十分でない」等のソフト面に加え、「周囲の目が気になる」といった環境面等とする回答が多い。

一方、区スポーツ施設の利用者が長居及び舞洲障がい者スポーツセンターを利用しない理由としては、「存在を知らなかった」が一定あるものの、それ以外では「通いにくい場所にある」、「障がい者スポーツセンター以外の施設で十分スポーツができるため」といった回答が多い。

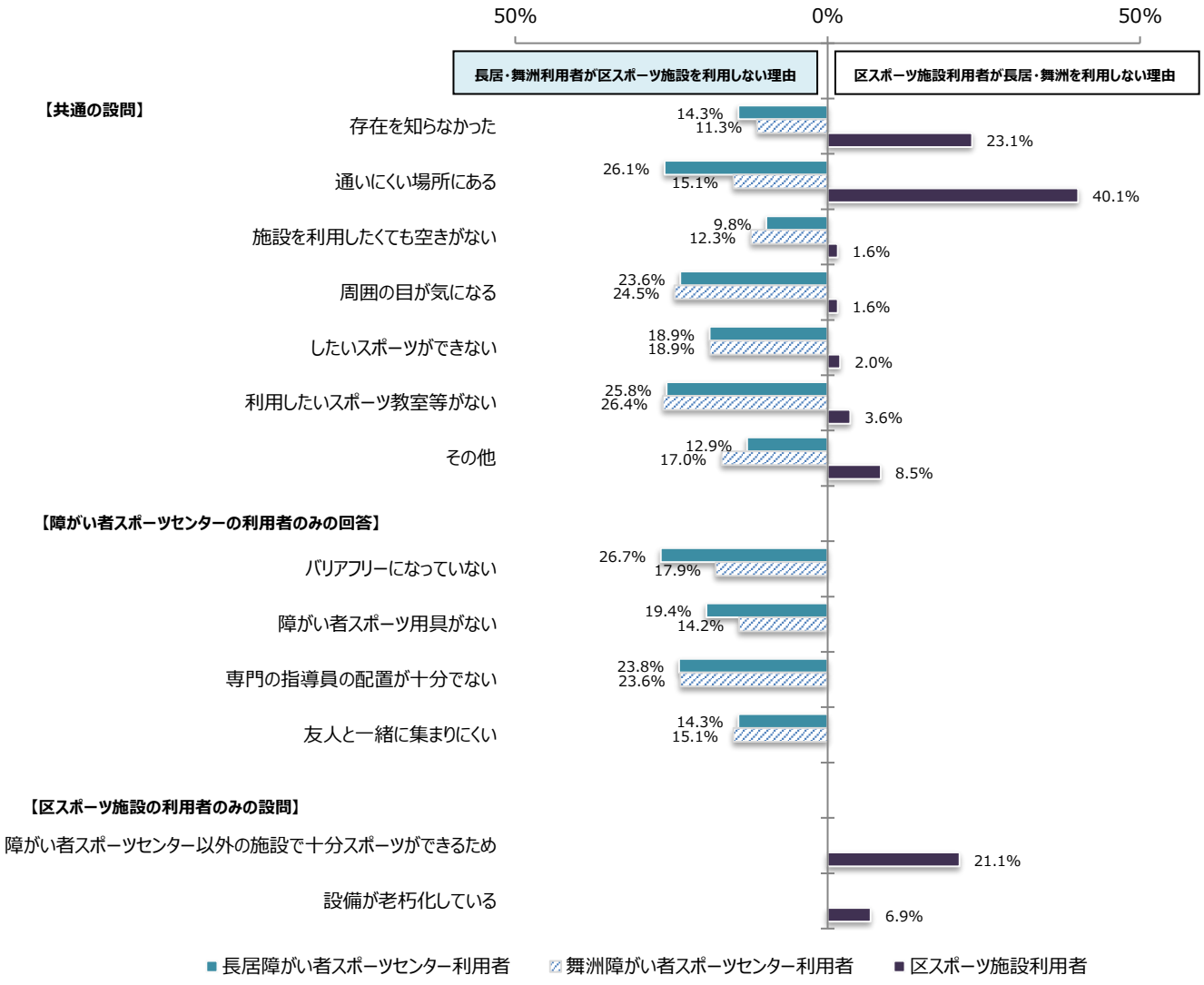

※令和３年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

（３）それぞれの利用者から区スポーツ施設に求める声
（大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査【問２５の回答】及び各区スポーツ施設利用者アンケート調査【問２０の回答】より）

長居及び舞洲障がい者スポーツセンターの利用者が区スポーツ施設に求める改善点は「障がい者へのサポートの充実」を求める声が多い。

また、「障がい者専用利用日時の設定」に対するニーズといったものも一定存在している。

なお、区スポーツ施設利用者からも、設備等のハード面の改善のほか、「障がい者へのサポートの充実」を求める声が多い。

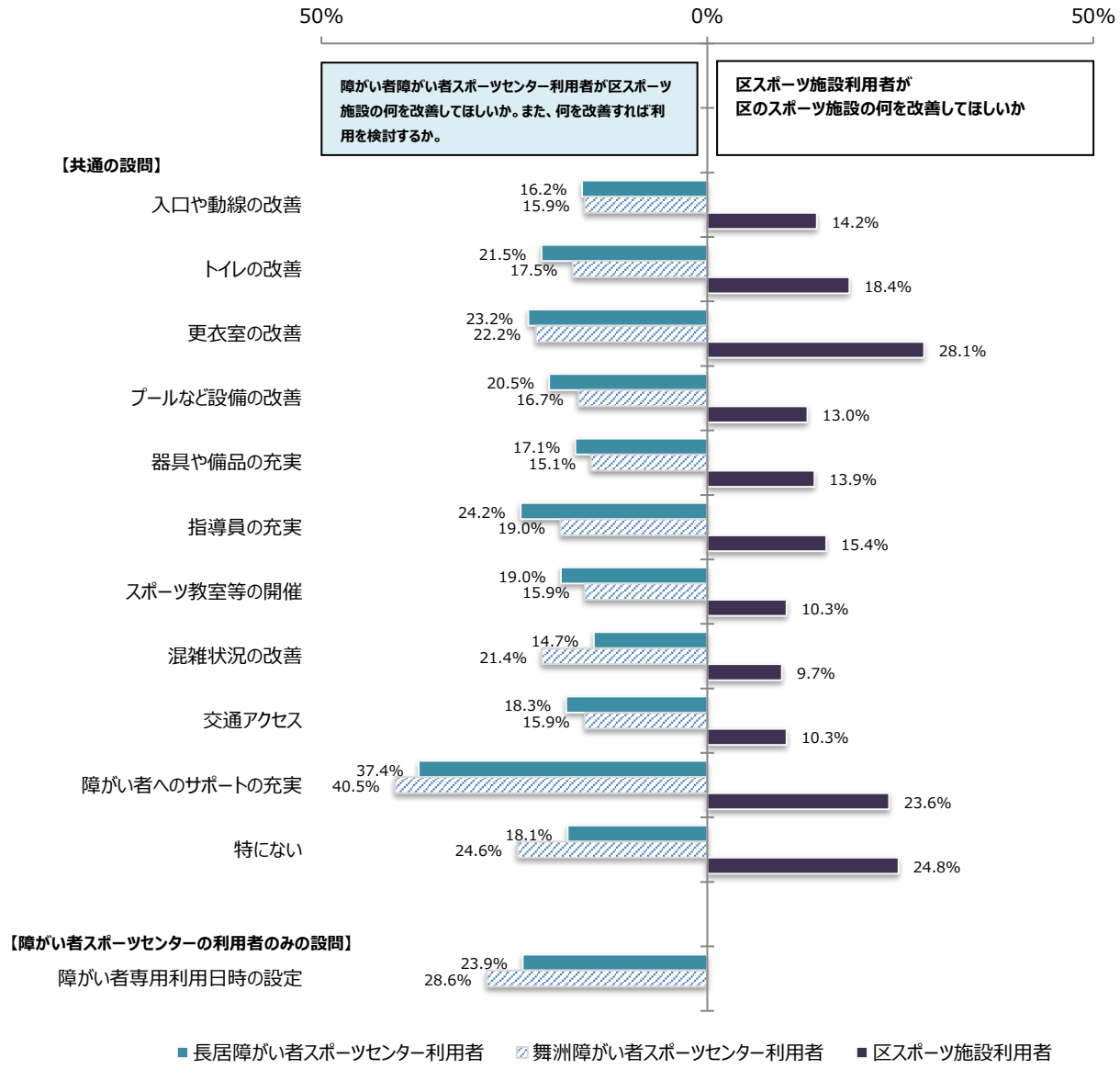

※令和３年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

（４）民間スポーツ施設の利用状況

（大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査【問２６の回答】及び各区スポーツ施設利用者アンケート調査【問２４の回答】より）

長居及び舞洲障がい者スポーツセンター、並びに各区スポーツ施設利用者の民間スポーツ施設利用状況としては、「よく利用する」、「ときどき利用する」を合計しても、両障がい者スポーツセンター利用者で１５％程度、区施設利用者で２４％程度の利用にとどまっている状況にある。

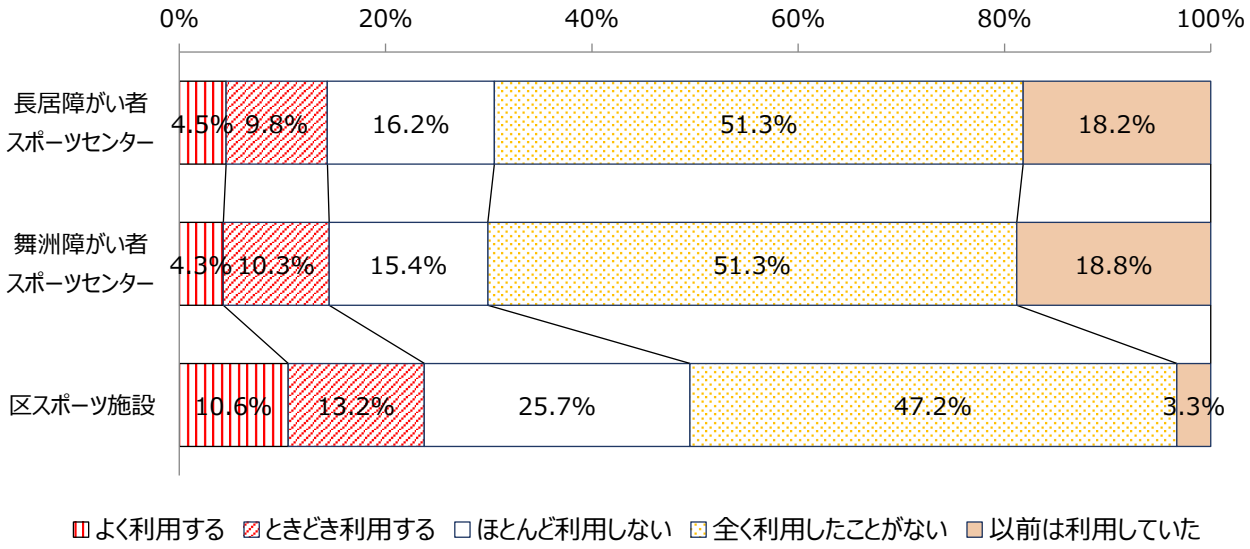

※令和３年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

（５）それぞれの利用者から民間スポーツ施設に求める声

（大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査【問３０の回答】及び各区スポーツ施設利用者アンケート調査【問２８の回答】より）

民間スポーツ施設を利用するための改善点として、「障がい者へのサポートの充実」を求める声が多い。

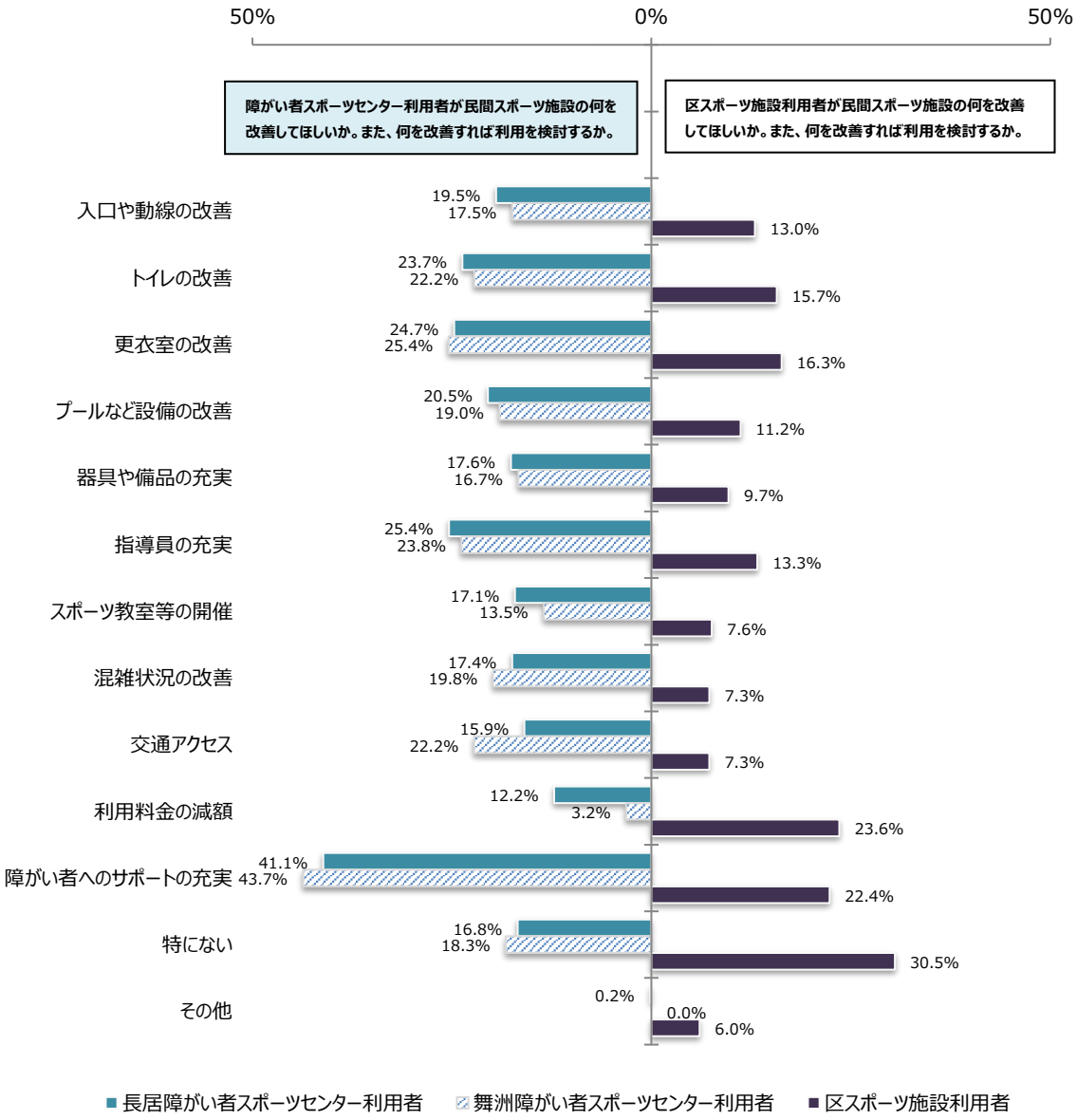

※令和３年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

＜参　考 ＞

○ 各施設に対する要望等

（※大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査及び各区スポーツ施設利用者アンケート調査の自由意見のうち、要望の対象が明らかな意見のみ抽出）

① 障がい者スポーツセンター

障がい者スポーツセンターに対する要望は、舞洲への交通アクセスの改善が多く、また、長居に対しては設備の充実や老朽化対策を求める声が比較的多い状況にある。

② 各区スポーツ施設

区スポーツ施設に対する要望は、バリアフリーへの対応や設備の充実を求める声とともに、周囲の方などの理解促進、指導員の配置の充実等を求める声も多く見られる。

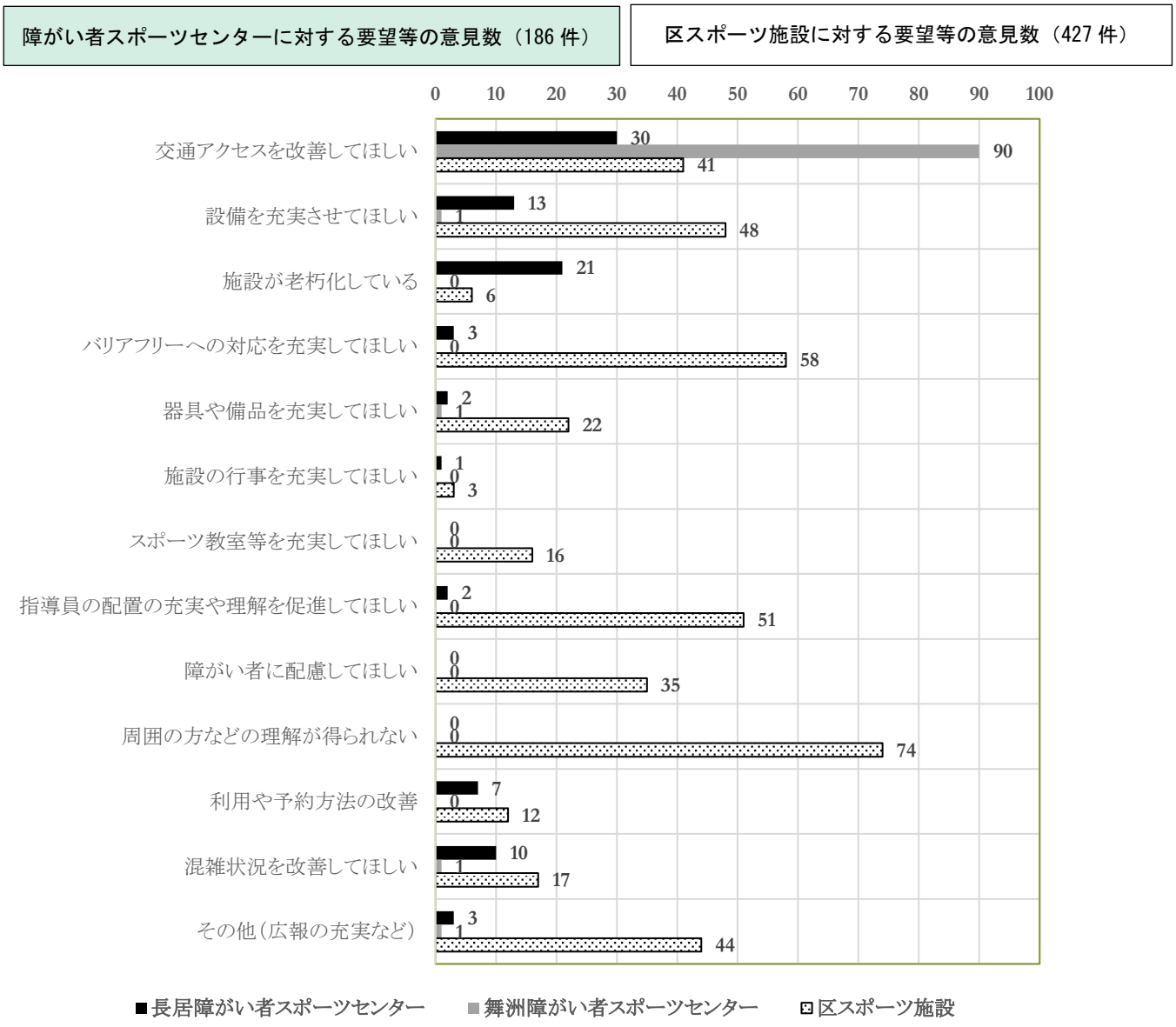

※令和３年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

○　障がい者スポーツセンターの今後のあり方に関する意見（※大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査及び各区スポーツ施設利用者アンケート調査の自由意見より抽出）

地域団体や利用者からは、バリアフリー、障がい者スポーツ用具や指導員の配置の状況などの側面から、障がい者専用施設として安心してスポーツができる障がい者スポーツセンターに対して、存続を求める声が多い。

とりわけ、長居障がい者スポーツセンターの利用者からは「交通至便な場所」、「長居駅にはエレベータが設置されており、車いす利用者や視覚障がい者でも１人で安心して来館できる」といった、交通アクセスの利便性や周辺のバリアフリーが整備されていることに対して評価する意見が多く、長居障がい者スポーツセンターの存続及び老朽化の状況から建替えを求める声が多い。

また、「長居及び舞洲障がい者スポーツセンターを廃止しないでほしい」、「２館体制を維持してほしい」といった意見も非常に多い。

その理由としては、「トイレや設備・備品に至るまで障がい者への配慮が行き届いている施設は必要」、「長居、舞洲の休館日によってそれぞれ利用している」、「個人利用は長居で、団体利用は舞洲を利用している」、「利用目的に応じて使い分けている」ことなどの声が多数あった。

上記の意見に加えて、各区スポーツ施設に関連する意見もあったので、参考として以下に示す。

区のスポーツ施設の充実を求める声については、障がい者スポーツセンターの存続が前提で、区のスポーツ施設も充実して欲しいとの意見であった。

なお、障がい者スポーツセンターを必要としない意見は、地域団体等及び利用者ともになかったが、区のスポーツ施設のごく一部の一般利用者からは、障がいのある方が当該施設を利用することに対して理解のない意見があり、実際つらい経験をされた方もあり、安心して利用できないといった声もあった。

障がい者スポーツセンターの今後のあり方に関する意見（計514件）

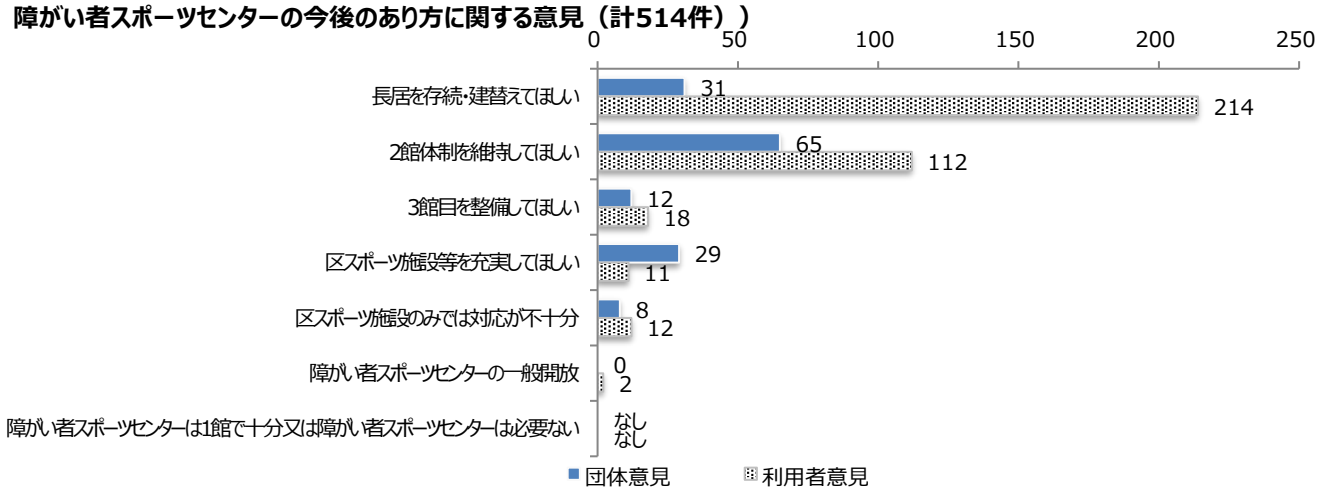

※令和３年度「大阪市障がい者スポーツセンター利用者アンケート調査」及び「各区スポーツ施設利用者アンケート調査」をもとに作成

第７章　現状分析

本章では、これまでの各章で示してきた内容をもとに、本市の障がい者スポーツセンターの現状把握として、次の５つの点から現状分析を行う。

① 関連法令
② 障がい者スポーツの普及促進
③ 利用者ニーズからみた各施設の役割等
④ コスト面
⑤ 長居障がい者スポーツセンターの老朽化

１　関連法令について（１章を中心に整理）

スポーツ基本法第２条において、スポーツは障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならないとされ、第１２条において、国及び地方公共団体は、スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めることとされている。

障害者基本法第２５条において、国及び地方公共団体は、障害者が円滑にスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、必要な施策を講じなければならないとされている。

また、同法第２４条では、国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならないとされている。

このように、法令上から地方公共団体の責務として、利用実態に応じた施設整備、施策実施、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減等を図ることが求められている。

２　障がい者スポーツの普及促進について（３章を中心に整理）

本市における障がい者手帳の所持者数は増加傾向にある中、成人障がい者の令和元年度における週１回以上のスポーツ実施率は３１％となっており、全国平均の２５．３％は上回っているものの、国の目標値である４０％には届いていない状況にある。

また、全くスポーツを行っていない成人障がい者が４５．７％となっているとともに、日中ほとんど外出せずに家にいることが多いと回答した人も３６．８％見受けられる。

スポーツをしない等の阻害要因としては、運動やスポーツが好きではない、体力等に自信がない、病状等が良くない、機会がない等の理由が多いことからも、拠点施設においては、経験豊かな障がい者スポーツ指導員の育成をさらに進めるとともに、各区スポーツ施設との連携を強化し、指導員の配置の充実を図る等、スポーツに不安を持つ障がい者が気軽に参加できる環境の充実や機会づくりが必要といえる。

一方、区スポーツ施設を利用する障がい者からは、一般利用者から「障がいに対する理解が得られていない」との声も多いことから、障がいのある人、ない人が一緒にスポーツを楽しめるよう配慮するとともに、障がいへの理解促進を進め、障がい者スポーツの普及促進を図っていく必要がある。

３　利用者ニーズからみた各施設の役割等について（３・４・６章を中心に整理）

（１） 障がい者スポーツセンターの役割・ニーズに関して

障がい者スポーツセンター利用者が施設を利用する理由として、障がい者専用の施設であることをあげる人が多く、その要因として、周囲の目を気にせず安心して利用できることや、指導員のサポート体制が充実していることが考えられ、特に重度の身体障がいや知的障がいのある方が周囲に気兼ねすることなく利用できる、専用施設としてのニーズは高い。

全国で１位・２位の利用者数があるものの、施設利用者のうち長居障がい者スポーツセンターは約２９％、舞洲障がい者スポーツセンターは約４７％が市外利用者である。

（２） 各区スポーツ施設の役割・ニーズに関して

地域に身近な各区のスポーツ施設については、比較的軽度の身体障がい者や精神障がい者の利用割合が高く、利便性の良さや身近な施設としてのニーズが高いことがうかがえる。

なお、長居及び舞洲障がい者スポーツセンター利用者が、各区スポーツ施設を利用しない理由として、バリアフリーになっていない等のハード面に加え、専門の指導員の配置が十分でない等のソフト面もあがっている。

（３）民間スポーツ施設の役割・ニーズに関して

障がい者スポーツ施設や区スポーツ施設の利用者のうち、民間スポーツ施設も利用する利用者の割合は低く、その改善点として、障がい者へのサポートの充実を求める声が多いことから、民間スポーツ施設では、特に重度の身体障がいや知的障がいのある方のニーズに応えられていない状況にあるといえる。

４　コスト面について（５章を中心に整理）

平成２４年度に策定した「市政改革プラン」では、他都市での実施状況や本市の厳しい財政状況をふまえると、基礎自治体として単独で長居障がい者スポーツセンターと舞洲障がい者スポーツセンターの２館体制を維持することは困難とされていた。

この点について改めて平成３０年度のデータを見ると、長居と舞洲の障がい者スポーツセンターは、それぞれ利用者数が全国１位・２位の実績であり、利用者１人あたりの運営コストについて、他の政令指定都市の類似規模施設と比較しても平均以下のコスト負担となっており、両障がい者スポーツセンターとも過大な支出とはなっていない状況といえる。

また、新公会計制度に基づいた減価償却費等など、現金を伴わない費用を含めた行政コスト計算書で比較しても、本市の障がい者スポーツセンターの利用者１人あたりの運営コストは、大阪府の類似施設のコストと同等以下に抑えられている状況にある。

なお、本市の財政状況について、市政改革プラン策定時の平成２４年度市債残高は約４兆 9,150 億円となっていたが、直近の令和３年度見込みでは約３兆 2,770 億円にまで減少させることができている。

５　長居障がい者スポーツセンターの老朽化について

長居障がい者スポーツセンターは昭和４９年に建設され、令和３年現在で築後４７年が経過している中、平成８年度に実施した耐震診断結果では、現行の耐震基準を満たしているものの、福祉局が令和２年度に行った耐力度調査では、プール棟でのコンクリート圧縮強度不足や、体育室棟でのコンクリートの中性化が進んでいることが判明している。

そこで、長居障がい者スポーツセンターの構造上の課題について概観する。

（１） 長居障がい者スポーツセンター耐力度調査（Ｒ２年度）の調査結果の概要

本スポーツセンターの機能は、学校施設に類似していることから、国（文部科学省）の基準に準じ、建物の構造耐力や健全度、立地条件等から耐力度を算出し、評点が 5,000 点（10,000 満点）に達していない棟は「構造上危険な状態にある建物」として評価している。

令和２年度に実施した耐力度調査の結果、プール棟及び体育室棟は基準点未満であり、国の基準では建替えの判断の対象となる状態となっている。

新耐震基準の導入（昭和５６年５月）以前の建物である本館（昭和４９年５月建築、別館は昭和５６年７月建築）については、平成８年度に耐震診断を行った結果、新耐震基準を満たしていることから、現状では直ちに倒壊等の恐れはないが、「大阪市公共施設マネジメント基本方針（令和３年改訂）」に基づき長寿命化を図る場合には、次のとおり中長期修繕計画に基づく改修工事に加え、体育室棟の中性化対策や全棟の補強等の対策が必要である。

ア　全棟

建築基準法に定める鉄筋の最小かぶり厚さの３０㎜ を下回っていることから、不足している箇所の対策が必要である。

※鉄筋かぶり厚さ：プール棟１８．８㎜　体育室棟２５．３㎜　ロビー棟２７．０㎜ 別館２５．８㎜（平均値）

＜関連法（抜粋）＞

建築基準法施行令第７９条第１項（鉄筋のかぶり厚さ）

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあっては三センチメートル以上、直接土に接する壁, 柱, 床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

イ　体育室棟

体育室棟では現時点で鉄筋表面を超えてコンクリートの中性化が進行している状態（中性化深さ平均値３７．３ ㎜）であるため、中性化対策工事が必要である。

ウ　プール棟

プール棟において１箇所採取したコンクリートコアの圧縮強度が９．９８N/㎟となっている。

「既存鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準同解説（日本防災協会発行)」によると､採取したコンクリートコアの圧縮強度について平均値が１３．５N/㎟を下回る場合、診断基準の適用範囲外になるとともに、材料・施工に問題があると考えられるため、耐震診断・補強計算の信頼性、補強の効果に疑問が残ることを考慮して、改築を視野に入れた総合的な検討が必要とされている。

コンクリート圧縮強度

採取場所	コンクリート圧縮強度（N/㎟）
体育室棟	22.0
プール棟	9.98
ロビー棟	18.1

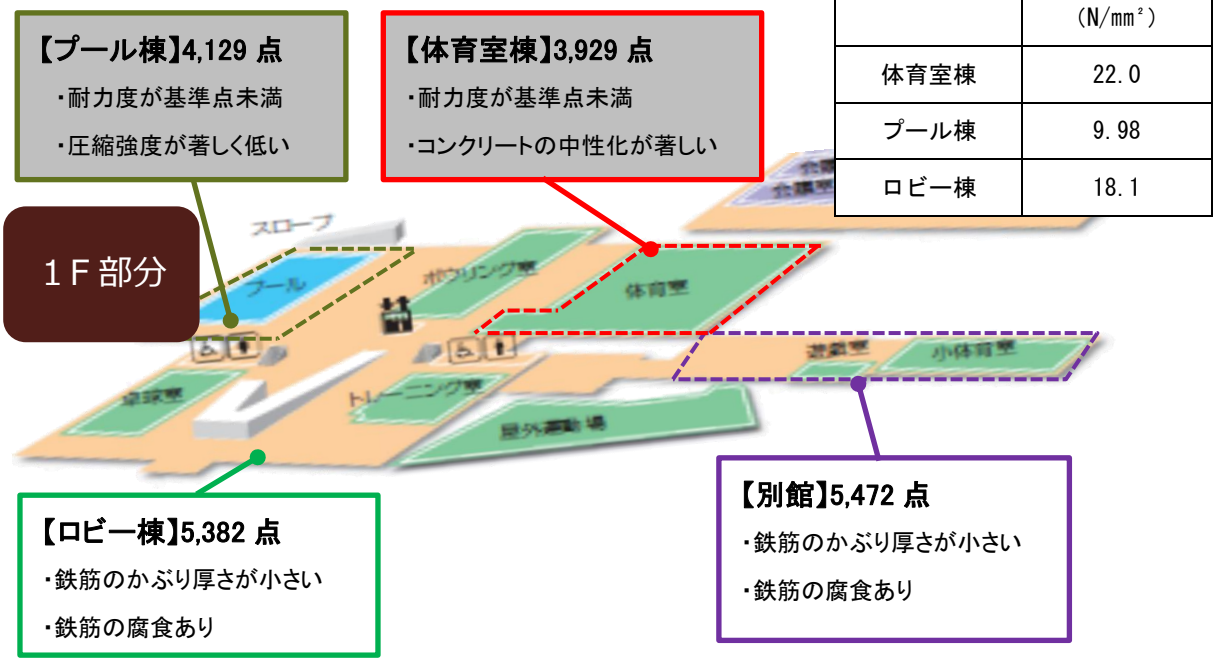

※「令和２年度耐力度調査の結果」をもとに作成

第８章　障がい者スポーツ拠点施設の将来の方向性

本市では、これまで障がい者スポーツの拠点施設として、長居障がい者スポーツセンターと舞洲障がい者スポーツセンターを整備するとともに、市民の健康増進を目的に地域で利用できるスポーツ施設として、各区にスポーツセンターとプールを整備してきた。

障がい者スポーツセンターは、特に重度の障がい者や知的障がい者から高いニーズがあるとともに、障がい者スポーツ指導員の育成拠点としても重要な役割を担っており、全国でも最多レベルの利用者数や、本市における障がい者手帳所持者数の最近の推移も鑑みると、今後も両拠点施設が果たしている機能を本市域において維持していく必要がある。

その機能確保にあたっては、事業の持続性や利用者の利便性・安全性、行政コスト面等から最適なあり方を検討する必要があることから、本章において、障がい者スポーツ拠点施設の将来の方向性を導き出す。

１　今後のあり方のケース設定

地方公共団体として、様々な事業形態による障がい者スポーツへの取組みが考えられるが、これまでの現状分析を踏まえ、将来的な人口減少も見据えた施設規模の最適化の視点から、本市の拠点施設の今後のあり方については、次の３つのケースが考えられる。

① 拠点２施設(長居・舞洲障がい者スポーツセンター)を廃止し、民間施設で代替
② 舞洲障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、長居障がい者スポーツセンターを廃止
③ 長居障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、舞洲障がい者スポーツセンターを廃止

これら３ケースごとに長所・短所等の特徴を整理し、将来の方向性を導き出す。

（１）「拠点２施設(長居・舞洲障がい者スポーツセンター)を廃止し、民間施設で代替」するケース

障がい者スポーツの拠点機能を、自前の２施設で提供することを止め、民間スポーツ施設で推進するケース。

コスト面では、２施設の運営にかかる指定管理代行料年間約６．４億円、施設更新費約１．５億円（今後３０年間にかかる費用の１年あたり平均額)、長居障がい者スポーツセンターの建替えに要する費用約５０億円の事業費を縮減することができ、３ケースの中でもコスト削減のメリットが最大となる。

しかしながら、施策実施面では、全国１位・２位の利用ニーズ、特に障がい者専用施設を必要とする重度の身体障がい者や知的障がい者などのニーズ対応を担うことのできる民間スポーツ施設は存在せず、現実的ではない。

また、スポーツ基本法において、スポーツは障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならないとされている地方公共団体の責務を十分に果たすことができない問題が生じる。

（２）「舞洲障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、長居障がい者スポーツセンターを廃止」するケース

長居障がい者スポーツセンターを廃止して、舞洲障がい者スポーツセンターのみを拠点施設とし、民間スポーツ施設と連携して、障がい者スポーツを推進するケース。

コスト面では、長居障がい者スポーツセンターの指定管理代行料年間約２．９億円、施設更新費約０．３億円（今後３０年間にかかる費用の１年あたり平均額)、長居障がい者スポーツセンターの建替えに要する費用約５０億円の事業費を縮減することができる。

しかしながら、施策実施面では、長居障がい者スポーツセンターが担う全国１位の利用者ニーズや、アクセスの良さを必要とする重度の身体障がい者の利用ニーズ等に対して、舞洲障がい者スポーツセンターで対応することは現実的ではない。

（３）「長居障がい者スポーツセンターにおいて拠点機能を確保し、舞洲障がい者スポーツセンターを廃止」するケース

舞洲障がい者スポーツセンターを廃止して、長居障がい者スポーツセンターのみを拠点施設とし、民間スポーツ施設と連携して、障がい者スポーツを推進するケース。

コスト面では、舞洲障がい者スポーツセンターの指定管理代行料年間約３．５億円、施設更新費約１．２億円（今後３０年間にかかる費用の１年あたり平均額）の事業費を縮減することができる。

一方、長居障がい者スポーツセンターについては老朽化が進んでおり、利用者の安全確保が必要となっている。

この点に関して、長居障がい者スポーツセンターの建替え費用について、長寿命化を図った場合と早期に建替えを行った場合のコスト比較を行っており、その結果については後述する。

施策実施面では舞洲障がい者スポーツセンターが担う全国２位の利用者ニーズや、各種競技スポーツ・宿泊施設のニーズ等に対して、長居障がい者スポーツセンターや民間施設等で対応することは現状では困難である。

また、長居と舞洲の２施設を管理・運営していても、他都市と比べて過大な経費負担を生じているものではない中で、築２４年と比較的新しい施設である舞洲障がい者スポーツセンターを直ちに廃止することは現実的ではない。

しかしながら、舞洲障がい者スポーツセンターの市外利用者が約４７％となっていることや、将来的に人口の減少が見込まれていること等から、今後の社会経済情勢を踏まえながら、国や府との連携や施設のあり方について、改めて検討するべきである。

ア　老朽化対策（整備手法）にかかるコスト比較の概要

前章で示したとおり、令和２年度に実施した耐力度調査結果を踏まえて、既存施設の躯体対策工事を実施した上で中長期修繕計画に基づく改修を実施して長寿命化を図った場合と、早期に建替えを行った場合について、福祉局による試算（令和２年度）結果をもとにしたコスト比較を示す。

（ｱ）長寿命化（将来時に建替え）

（ｲ）早期建替え

なお、整備手法ごとのコスト比較に際して、(ｱ) 長寿命化（将来時に建替え）では、築６５年（2037 年度）まで長寿命化し、建替え完了を 2039 年度とする。

また、(ｲ) 早期建替えでは、令和３年度から基本構想の検討を開始し、2030 年度に建替えを完了した後、2039 年度まで維持管理した場合のコスト比較を行うものとする。(管理運営に要する人件費、事業費及び保守管理費は算出から除いている)

(ｱ) 長寿命化（将来時に建替え）の場合 ⇒ 総額；約２９．２億円

＜内訳＞

A　既存施設の躯体対策工事；約３．８億円

体育室棟の中性化対策工事・躯体補強工事；約２．８億円

全棟の鉄筋かぶり厚さ調査・対策；約１億円

B　光熱水費（累計）；約１０．４億円

C　既存施設の修繕更新費(中長期修繕計画に基づく改修の累計)；約１５億円

築６５年まで長寿命化を図るための修繕費用（累計）；３．３億円

老朽化した設備機器の更新や大規模修繕等；１１．７億円

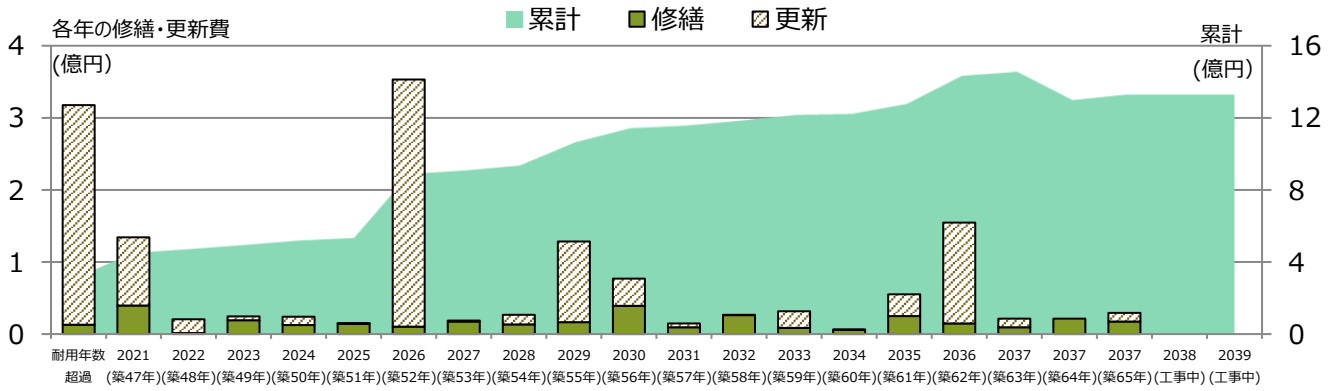

※工事期間中は既存施設の休止を想定し、修繕等は発生しないものとして試算している

(ｲ) 早期建替えの場合 ⇒ 総額；約２８．１億円

＜内訳＞

A　減価償却費(建設コストを約５０億円とし、定額法により算出)；約１４．６億円

※建設コストについては、同規模で建替えた場合とし、近年の他都市のスポーツ施設整備費（解体工事を含む）をもとに算出

B　建替え後の修繕費（累計）；約０．８億円

C　光熱水費（累計）；約７．５億円

※建替え時の省エネ設備導入による削減効果

D　既存施設の修繕更新費；約５．２億円

※早期建替えにより修繕計画を精査

＜2021 年度～2039 年度までの維持管理コスト比較＞

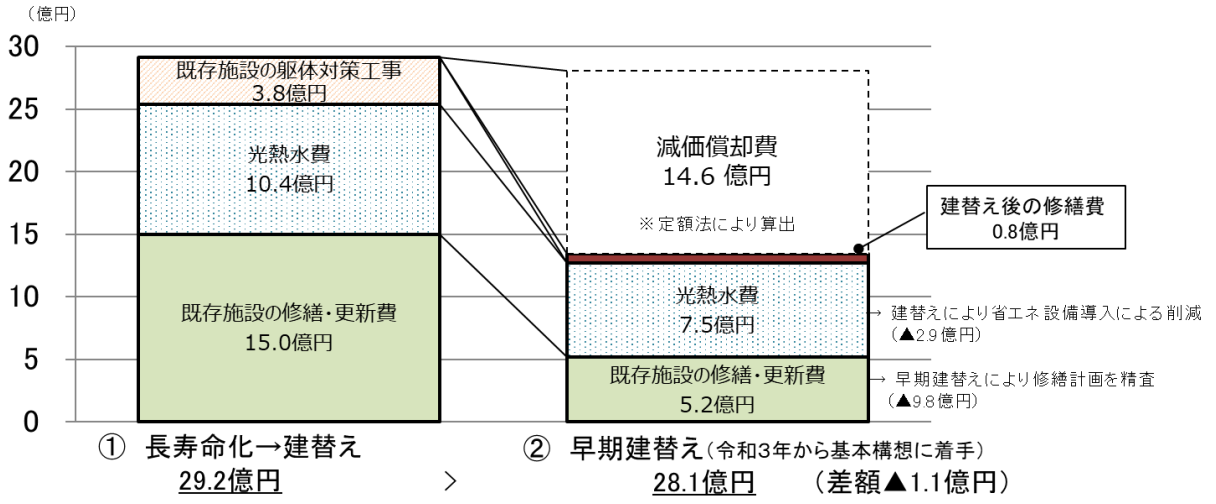

※施設運営期間は①及び②ともに 18.5 年間

前述のとおり、コスト比較の試算を行うと、建替えによる 2030～2039 年度の減価償却費１４．６億円を加えても、早期に建替える方が１．１億円のコスト削減につながる結果となっている。

２　まとめ

本市の障がい者スポーツセンターの今後のあり方について、これまで検討を進めてきたところ、長居障がい者スポーツセンターは、既述のとおり、コスト面からも建替えを検討することが望ましいものと判断する。

しかしながら、「大阪市人口ビジョン（令和２年３月改訂）」において将来的には人口が減少に転じ、2045 年には 250 万人程度となることが想定されている状況等に鑑み、現行の２館体制による運営については、将来の施設需要を勘案しながら施設のあり方を適時検討する必要があり、長居障がい者スポーツセンターの建替え完了後、５年を目途に利用状況や社会経済情勢を踏まえ、改めて検討を実施するべきである。

なお、障がい者スポーツの振興・普及促進に関して、拠点施設と各区スポーツ施設の位置づけや連携のあり方などに関する本市の基本的な考え方を「大阪市障がい者支援計画」等において明らかにするべきである。

東京パラリンピックが開催され、障がい者スポーツへの関心が高まる中、この機運を逃すことなく、障がいのある人・ない人の相互理解を深め、ともにスポーツをきっかけとして支え合う共生社会の実現に向けて計画的に取組みを進めることが今こそ求められている。

あり方	メリット	デメリット	分析
(1) 拠点2施設の廃止	・約 7.9 億円／年の事業費縮減 ＜内訳（年間）＞ 指定管理代行料(2 施設)；約 6.4 億円 施設更新費；約 1.5 億円 ・長居建替えに要する 50 億円が不要	・全国 1 位・2 位の利用者ニーズや特に重度の障がい者等の専用施設に対するニーズへの対応が必要 ・長居・舞洲での拠点機能を民間施設で代替する必要がある	・重度の身体障がい者や知的障がい者などからは、障がい者専用の施設を求める声が大きく、民間のスポーツ施設でそのニーズに応えることは現実的ではない ・スポーツ基本法等関連法令に規定される地方公共団体の責務を十分に果たすことができない
(2) 舞洲で機能確保	・約 3.2 億円／年の事業費縮減 ＜内訳（年間）＞ 長居の指定管理代行料；約 2.9 億円 施設更新費；約 0.3 億円 ・長居建替えに要する 50 億円が不要	・長居廃止に伴い全国 1 位の利用者ニーズへの対応が必要 ・重度の障がい者等の専用施設に対するニーズへの対応を舞洲で行う必要がある ・長居はその利便性が評価されており、舞洲への統合により利用者の利便性は低下する	・長居は全国1位の利用者があることや、その利便性が評価されていること、逆に舞洲は利便性の評価が低いことなどから、統合の手法として現実的ではない
(3) 長居で機能確保	・約 4.7 億円／年の事業費縮減 ＜内訳（年間）＞ 舞洲の指定管理代行料；約 3.5 億円 施設更新費；約 1.2 億円	・舞洲廃止に伴い全国 2 位の利用者ニーズへの対応が必要 ・老朽化に伴い安全確保が必要 ・重度の障がい者等の専用施設に対するニーズへの対応を長居で行う必要がある ・舞洲が担う各種競技スポーツや宿泊施設のニーズへの対応が困難	・舞洲は全国2位の利用者があることや、競技スポーツや宿泊ニーズに対応できる施設であること、築 24 年とまだ新しい施設であることなどから、現時点での廃止は現実的でない ・しかしながら、市外利用者が約 47%であることや、将来的な人口減少など、今後の社会経済情勢を踏まえ、国や府との連携や施設のあり方について、改めて検討するべきである

第９章　長居障がい者スポーツセンターの建替えに向けた今後の検討の留意事項

前章の「障がい者スポーツ拠点施設の将来の方向性」で述べたように、長居障がい者スポーツセンターは、建替えを検討することが望ましいものと判断するとともに、現行の２館体制については、将来の施設需要を勘案しながら、施設のあり方を適時検討する必要がある。

そこで、本章では、福祉局が今後、長居障がい者スポーツセンターの建替えに向けた詳細な検討（基本構想の検討）を行うに際して留意すべき検討事項を示す。

１　建替え用地の検討

（１）現地以外での建替えの可能性

検討するエリアとしては、ここでは、現在の長居障がい者スポーツセンター利用者の交通アクセスの利便性や、府内最大で市内唯一の運動公園としてスポーツ機能を有する長居公園内に整備している立地特性を考慮して、最寄り駅となる大阪メトロ「長居駅」を中心とする鉄道駅勢圏（半径約１km）を範囲とし、同範囲内での未利用地を確認したが、現建物（建築面積：約5,600㎡【本館＋別館】）に見合う利便性の高い適切な用地は存在しない。

また、同じく近辺で今後数年間に建替え等を計画している大規模な市設建築物についても存在しない。

＜周辺の未利用地位置図＞

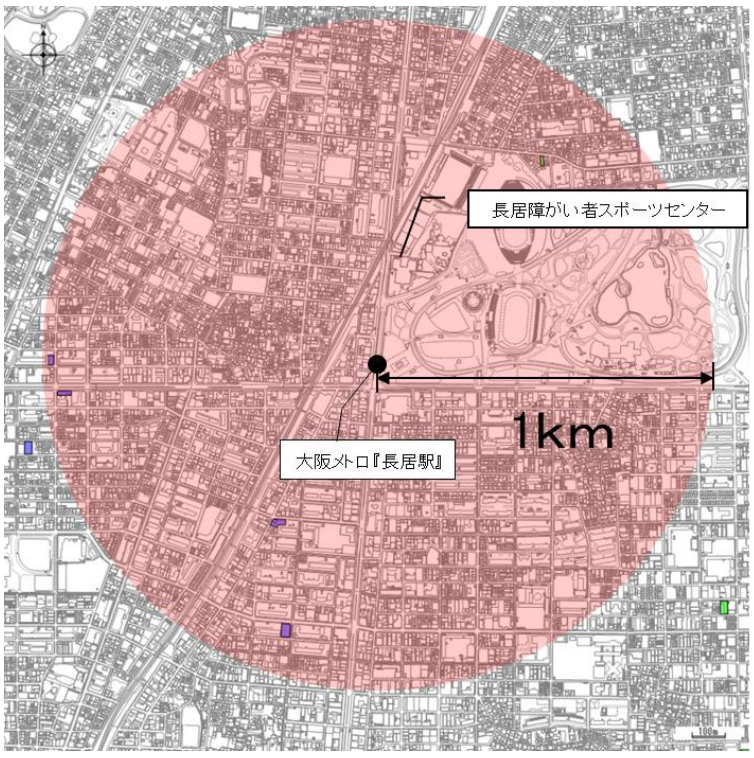

※「マップナビおおさか未利用地位置図」をもとに作成

（２） 長居公園内での建替えの可能性

長居公園内（第１種住居地域）における建築については、建築基準法等の規制に基づく一定の制約が存在する。

特に現建物の北側には民地が隣接しているため、建替えにあたっては建築基準法等による日影規制の対象になる可能性があることから、建物の位置・形状・高さに配慮する必要がある。

また、上記の建築基準法による規制のほか、都市公園法等による建蔽率の規制（都市公園面積に対する建築物の建築面積の割合を上限２％とする、ただし休養施設、運動施設、教養施設などの公園施設の場合は１０％を上限）があるため、公園内の他施設の状況について事前に把握しておく必要がある。

公園内に設置可能な建築面積は、平成３０年時点で約 3,500 ㎡（＝建築可能面積 78,850 ㎡－平成３０年時点の建築面積合計 75,310 ㎡）となっているが、その後の調べによると、新たに建築面積の増を伴う施設整備も予定されている。

以上のとおり、一定の制約はあるものの、長居公園内での現地建替えについては、後述の複合化にあたって発生する増築も含めて可能であると考えられる。

なお、増築可能な面積（建築面積）については、公園内にある他の現有施設等の状況を見ながら確認しておく必要がある。

＜関連法（抜粋）＞

建築基準法第５６条の２（日影による中高層の建築物の高さの制限等）

規制の対象区域となる用途地域・指定容積率		規制される建物	測定面の高さ	規制される日影時間	
用途地域名称	指定容積率			敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲	敷地境界線から10mを超える範囲
第1種住居地域	200%	高さが10mを超える建物	4m	5時間以上	3時間以上

※「建築基準法の手引き（大阪市都市計画局　建築指導部）」から抜粋

都市公園法第４条（公園施設の設置基準）

一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。

都市公園法施行令第６条（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

1　前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合

２　地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

大阪市公園条例第２条の５（公園施設の設置基準）

法第４条第１項本文の条例で定める割合は、100 分の２（敷地面積が０．２５ヘクタール以上の都市公園で、次の各号に掲げるものにあっては、100 分の４とする。

（１）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

（２）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

（３）主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

（４）災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする都市公園

（５）前各号に掲げるもののほか、水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園として市規則で定めるもの

＜長居公園内の建築状況＞

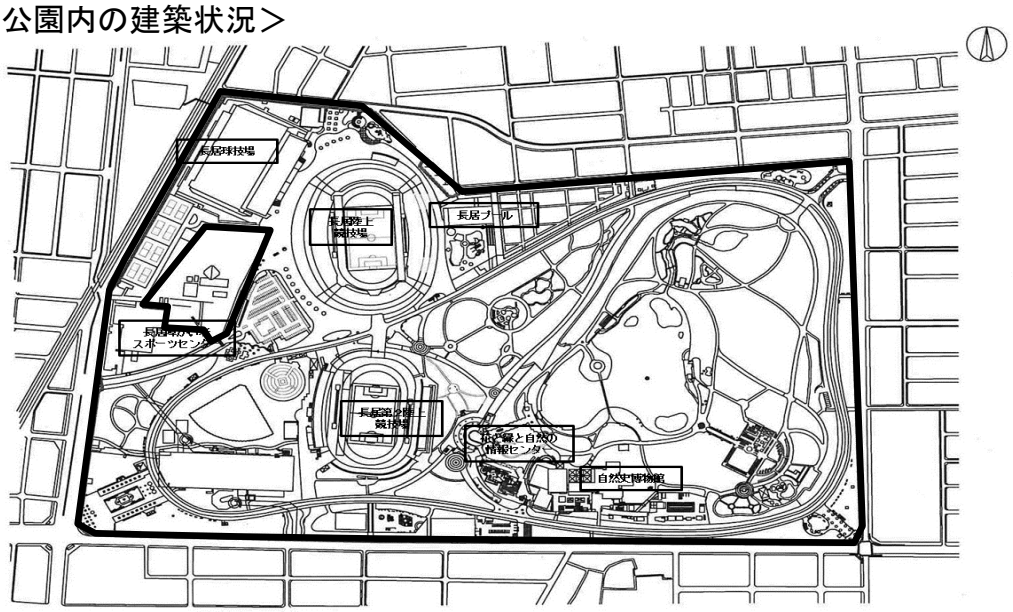

公園内の主な建築物	所管局等	建築面積
長居障がい者スポーツセンター	福祉局	5,600 ㎡
長居陸上競技場	経済戦略局	26,692 ㎡
長居第2陸上競技場	経済戦略局	2,910 ㎡
長居プール	経済戦略局	2,977 ㎡
花と緑と自然の情報センター	建設局	3,507 ㎡
自然史博物館	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	8,860 ㎡
長居球技場	経済戦略局	6,881 ㎡
その他駐車場・便所等を含む公園内の建築面積合計		**75,310 ㎡**（平成 30 年時点）

（公園面積 657,084 ㎡×建蔽率 12％＝建築可能面積 **78,850 ㎡**）

※大阪市ホームページ「長居公園の活性化に向けたマーケットサウンディング（市場調査）を実施します」

掲載の資料等をもとに作成

２　建替え時の施設計画における機能確保の検討

建替え時に生じる工事期間中においても、障がい者が継続してスポーツができるよう配慮することが必要となるが、前述のとおり都市公園法等の規制がある中、一定の規模を超える建築物を設置できないことなどから、段階的な建替えや公園内及び近隣の施設の一時的な利用についても、今後、コスト面も勘案しながら総合的に検討するべきである。

また、昨今のコロナ禍の状況を鑑みると、施設の整備・運営面において様々な影響が及ぶものと考えられることから、例えば感染対策に必要な機能が何かといったことも吟味する必要がある。

これらの検討を行いながら、将来的な障がい者スポーツのニーズの変化等にも機動的に対応できる持続可能な施設計画とするべきである。

３　他施設との複合化等の検討

建替えにあたっては、他施設との複合化や多機能化を行うなど、将来を見据えて施設規模の最適化に向けた検討をするべきである。

具体的には、複合化・多機能化により、共用部の効率化や設備機器の一元化、管理の効率化など、効率的な施設整備に努める必要がある。

また、他施設との複合化にあたっては、例えば近隣における親和性のある施設や老朽化の進んでいる施設を候補とする等、地域特性や施設特性（施設目的、施設利用者、施設の構造状況等）を勘案しながら検討することが重要である。

ただし、今回のケースでは、前述のとおり都市公園法等の規制があることから、公園内にある長居障がい者スポーツセンター以外の現有施設等も含めて、公園施設全体としての整合を図りながら、長居障がい者スポーツセンターの施設規模を検討する必要がある。

＜市設建築物の複合化・多機能化事例＞

（仮称）区画整理記念・交流会館

港区内の市民利用施設（区民センター、老人福祉センター、子ども・子育てプラザ、図書館）を集約し、複合化・多機能化を図ります。また、ＰＰＰ手法を用い、公共施設の床の一部に民間等附帯施設を導入します。

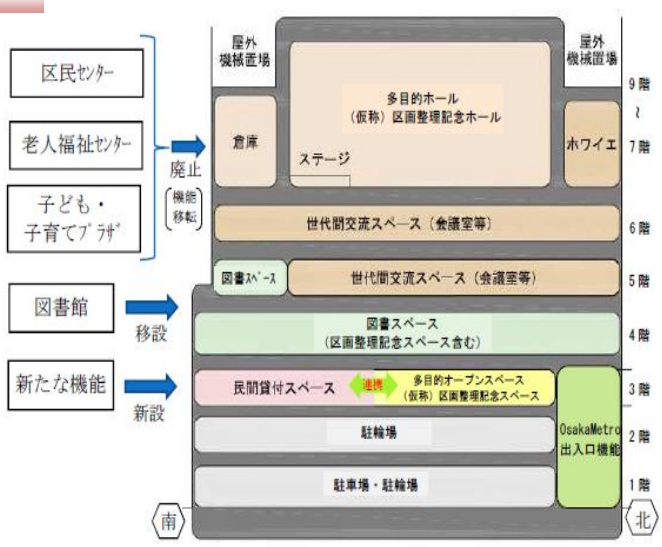

※「大阪市公共施設マネジメント基本方針（平成 27 年 12 月　令和 3 年 2 月一部改訂）」から抜粋

※大阪市ホームページ「弁天町駅前土地区画整理記念事業について（平成 27 年 1 月 28 日）」掲載の資料をもとに作成

＜複合化・多機能化のイメージ＞

◆ **複数の施設を合築**
- 共用部の効率化
- 設備機器の一元化
- 管理の効率化
- 敷地の高度利用
- 余剰地の売却

◆ **複数の機能を１つの施設として整備**
⇒複合化に加え、さらなる効率化
- 延床面積の削減
- 管理の一元化
- 維持管理費の縮減

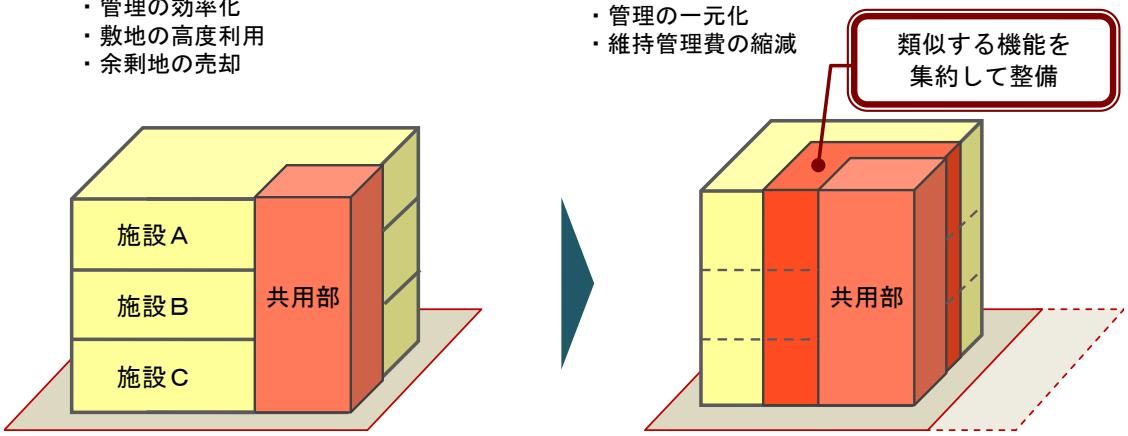

【複合化】　　**【多機能化】**

※「大阪市公共施設マネジメント基本方針（平成 27 年 12 月　令和 3 年 2 月一部改訂）」から抜粋

４　整備・運営手法の検討

長居障がい者スポーツセンターの建替えに向けた整備・運営の手法としては、これまでのように市が直接的に対応することを念頭にするのでなく、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供をめざして、民間の資金･経営能力･技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるＰＦＩ手法の導入など､民間活用の可能性を積極的に検討するべきである。

また、施設の計画にあたっては、エネルギー効率の高い機器等の導入を図るなど環境負荷の低減に配慮した建築物とするとともに、メンテナンスが容易な施設とし、ライフサイクルコストの低減化を図る必要がある。

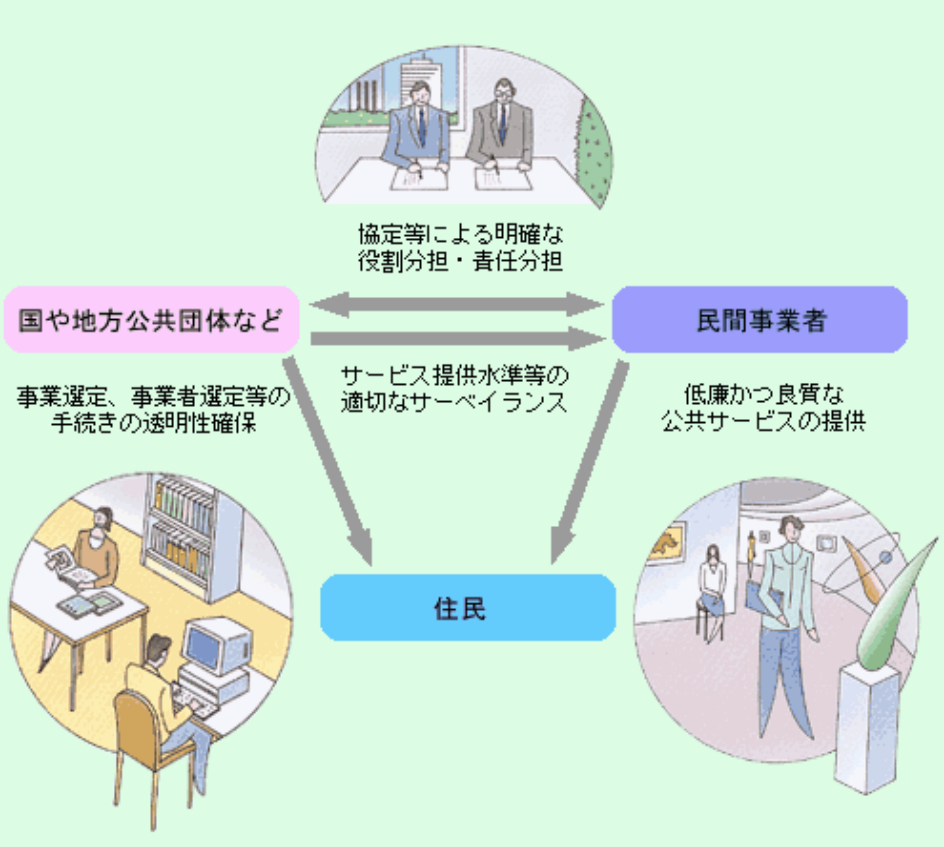

※「内閣府ホームページ」より

５　適切な利用者負担のあり方の検討

障害者基本法第２４条において、「地方公共団体は、障がい者の経済的負担の軽減を図り、公共施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない」と規定されている。

下表のとおり、その法の趣旨を踏まえ、ほとんどの自治体において、障がい者の利用者負担について、市内と府県内において差を設けておらず、本市も他都市と同様の取り扱いとなっている。

そのような中、障がい者スポーツセンターにおける市外の利用者割合は、長居障がい者スポーツセンターでは約２９％、舞洲障がい者スポーツセンターでは約４７％となっており、今後の市内外の利用者の状況や将来の社会情勢の変化を注視しつつ、適切な利用者負担のあり方について、検討していく必要があると考える。

＜参考　障がい者の個人利用にかかる「使用料または利用料」の比較＞

		障がい者の利用者負担		
		市　内	府県内	府県外
府域	大阪市(2)	無料	無料	有料
	大阪府(2)	無料	無料	無料
	堺市	無料	無料	無料
	八尾市	無料	－	－
その他政令市	横浜市(2)	無料	無料	無料
	名古屋市(障がい者スポーツセンター)	無料	無料	有料
	名古屋市(福祉スポーツセンター)	無料	無料	無料
	京都市(2)	無料	無料	無料
	神戸市	有料(半額)	有料(半額)	有料(半額)
	広島市	無料	無料	無料
	北九州市	無料	無料	無料
	福岡市	無料	無料	有料

※「令和3年度他都市調査」をもとに作成

()内の数字は、施設数を表す